

平成 28 年度活動の自己評価報告書 点検大項目

(専門学校等評価基準 Ver.4.0 準拠版)

平成 29 年 3 月 31 日現在

早稲田速記医療福祉専門学校

平成 29 年 5 月 30 日作成

1 学校の理念、教育目標

教 育 理 念	教 育 目 標
1. 教育の理念、目的等 本校は、昭和10年(1935年)に早稲田式速記普及会を創設し、早稲田式速記の普及、速記士の養成を始めたのがその始まりである。 本校の建学の精神である「不偏不羈（かたよらず、とらわれず）」とは、すなわち「調和と自立、中庸を保つこと」であり、より高い技能を練磨してこれを修め、己に自信を持つとともに、真・善・美において調和のとれた人間像を目指すことである。 この建学の精神は、早稲田式速記法を創案する際の根本原理である「中庸の道」から導き出されたものであり、他に類を見ない特色と言える。 この建学の精神に基づき、「円満で堅実な調和のとれた人、絶えず自己を磨き高める人、自主性をもって困難に立ち向かえる人」の育成を教育理念として掲げている。 現在は、学校教育法に基づき、対人応対能力を基礎とした人間性の陶冶を教育の根幹に置き、医療・福祉サービスの向上、健康の増進及び情報の整理・活用の進展に寄与するための専門知識・技術を研究教授し、社会に貢献し得る人材を養成することを目的としてきた（学則第1条）。創立後30年余りは早稲田式速記法の普及を中心としてきたが、建学の精神、教育理念の下に培ってきた教育の基盤を受け継ぎながら、速記教育のみに固執することなく、昭和47年には専門学校としては我が国初の「医療秘書科」を開設するなど、教育分野を広げ、現在は6学科、1専攻科を擁する早稲田速記医療福祉専門学校へと歩みを進めてきた。 人々の価値観が多様化しさまざまな場面で極端に走り、ともすれば自分さえよければという風潮などの問題が表出している現代社会において、また、経済的混迷、格差の拡大や年功序列、終身雇用といった過去の職業モデルや生活様式が大きく転換してきたいまこそ、本校理念に基づく教育はまさに時代の要請に応える方向性を示していると確信するものである。	1. 教育目標 建学の精神、教育理念に基づく人づくりを目指すため、本校の教育目標を次のように定めている。 「本校は、よき社会人として自己の確立と実現がはかれるよう、その基盤となる能力を養い、よき職業人を養成する。 本校は、次の4つの能力が職業人としての基本であると考え、それを教育目標として、これらの能力を高めるために実践的な教育を行う。 ①専門実務能力：業務を遂行する上で必要な専門知識・技術・技能 ②問題解決能力：常に問題意識を持ち、積極的に解決していく能力 ③情報管理能力：情報を収集し、それを整理・分析・加工して表現伝達できる能力 ④対人関係能力：自分の役割を理解し、周囲とよい人間関係を確立できる能力」 各職業分野における専門性を身につけることは重要課題であるが、そのことのみにとらわれることなく、現代社会においてともすれば欠けていると言われる幅広い年代層とのコミュニケーション能力や、課題を発見し解決する力、すなわち社会人としての基礎的能力をもあわせて養成すべきことが重要であることを示しており、理念を具体化するために互いに整合しているものとする。 2. 運営方針 教育理念、教育目標実現のために「専門教育と社会人化教育」を教育方針に据えて年度ごとに「運営方針」を定めるとともに、各学科においてはその方針に基づき「学科運営計画」を作成・点検し、カリキュラムやシラバスの改善に努めている。 平成22年度後半から、これまでの教育ノウハウの集約とさらなる充実を図る取組として、「2-40（ツー・フォーティー）プロジェクト」を立ち上げ、本校での学びを通じて卒業後40年にわたり社会の中核的人材として活躍できる「よき職業人」の育成を目指し、専門性と社会性の向上を目指す授業内容や教育環境の整備に取り組んでいる。

※本項目は変更なし。

2 平成 28 年度重点目標の達成の自己評価

平成 26 年度重点目標	達成するための計画・方法	中間点検	年度末点検 ※平成 28 年度第 3 回学校関係者評価委員会に報告済	
			達成状況	今後の課題
1. 基本方針 建学の精神である「不偏不羈」に基づき、専門性と社会性のバランスのとれた学びを提供し、組織の中核的存在となる職業人の育成に取り組む。また、2-40 プロジェクトを通じて、これまでの教育ノウハウの集約と充実を図り、学生・卒業生・採用機関等のステークホルダーからの支持をさらに高め、選ばれる学校（プレステージ・スクール）としての地位を確立する。	1. TPC の育成と強化 ①TPC の育成・強化といった視点で学科のカリキュラムと授業内容を点検し、改善する。 ②TPC の育成・強化のための実践の場として、入学時オリエンテーションやマナー指導・実習・学校行事などの機会を活用する。 ③TPC の育成に沿った具体的な取り組みと指導事例の可視化を推進する。	1. TPC の育成と強化 前年度に引き続き、本年度の学校運営方針においても、TPC 強化の視点を教育計画やシラバスに具体的に反映させることを重点目標として示した。 ①前年度の点検結果を踏まえ、各学科の運営計画に、TPC の育成強化について、改めて学科独自の具体的な取り組みの計画を明示した。 ②TPC の育成・強化に関連する実践的な指導として、前年と同様、オリエンテーションⅡ、ロールプレイングや発表の授業、学生参加型のゼミ、グループワーク、面接指導、学科独自のイベントなどが行われた。 ③学科長会や教職員全体会、教育研究誌の場などを活用し、TPC 育成に沿った指導事例の可視化を推進している。	1. TPC の育成と強化 学科ごとの具体的な取り組みは、3 月 24 日を期限に提出される各学科の年度末点検で点検・評価する。 授業での TPC 育成・強化にかかわる実践的指導については、授業公開等においても、学内での共有化が一部図られた。また、常勤教職員の全員が原稿執筆した教育研究誌の「教育現場からの声」を活用し、TPC 育成に沿った指導事例の可視化を引き続き推進した。 新たに設置した「募集広報協議会」「進路指導協議会」は、各学科の教員と事務局との情報共有の場として有効に機能した。 4 月～9 月に実施した学科別の強み発見ワークや人材育成方針の再言語化セッションを受け、1 月には平成 30 年度生の募集活動に向けた「学校コンセプトを決定するためのワーク」を全常勤教職員が参加して実施した。	1. TPC の育成と強化 TPC の育成と・強化については、もとより単年度で達成できる目標ではないため、次年度以降においても継続的な努力が必要である。 現状は、授業等の教科指導においては、アクティブラーニングの手法の導入などにより、年々着実に前進が見られるが、入学時オリエンテーションやマナー指導・実習・学校行事などの機会を活用した授業外の指導においては、さらなる工夫が求められる。29 年度は、教務委員会や学生委員会が中心となり、一層の充実を図りたい。
2. 重点目標 上記の基本方針のもと、数年来の課題である次の 3 項目を、本年度も引き続き重点課題として取り上げ、取り組むこととする。 (1) TPC の育成と強化 ・職業人として長く活躍するための素養である「社会性」と「自ら学ぶ姿勢」を身につけさせることを目標に、考える力（Think）、積極性（Positive）、対話力（Communication）といった三つの能力（TPC）を育成し強化する方針を教育計画・シラバスに具体的に反映させ、時代の要請に適った職業人教育プログラムを構築する。 (2) 退学防止 ・教職員間での学生情報の共有を促進し、一人の学生を多くの視点で見守り、組織的にサポートすることで、本年度の退学者数を全在籍者数の 3.5%以下とする。 (3) 教員研修 ・学内外における教員研修に積極的に取り組むとともに、前年度までの実績を踏まえ、教員が参加しやすい授業公開のあり方をさらに工夫し、教員個々人のインストラクションスキルの向上に努める。	2. 退学防止（年間退学率を 3.5%以下とする） ①入学時のオリエンテーションプログラムを学科ごとにさらに工夫する。 ②個人面談を適宜実施する。 ③カウンセラーによる相談体制を継続する。 ④指導困難なケースの事例研究を教職員研修会等で実施する。 ⑤担任・カウンセラー・担任以外の教職員の連携を強化し、複数の視点で学生を見守る。 ⑥学生情報一元化システムの構築を目指し、学生情報の共有を促進する。 ⑦入学後の早期の検定合格によりモチベーションを向上させる。	2. 退学防止（年間退学率を 3.5%以下とする） 年間退学率の目標 3.5%以下に対して、10 月末時点での退学率は 2.8%であった。 ①～⑦については着実に実行されている。 退学を防げたケースについての情報共有と事例検証をさらに推し進めるため、「退学防止の事例記録」の書式作成と教職員間の情報公開に関する検討など、年度内に運用を開始するための準備をほぼ完了させた。	2. 退学防止（年間退学率を 3.5%以下とする） 2 月 15 日時点の退学率は 3.15%（24 人）で、昨年の同時期と比較して退学者数・退学率とも減少した。しかし、これから年度末に向け若干名の退学が見込まれることから、最終的に昨年度の退学率を下回することは確実なものの、退学率 3.5%以下という目標の達成については微妙な状況である。退学に至る事由のほとんどは、担任等の教職員の指導努力だけでは防ぎきれないケースである。 ①～⑦については着実に実行された。 ※3 月 31 日での退学者は 39 名、退学率は 5.1%となった。	2. 退学防止（年間退学率を 3.5%以下とする） 年間退学率 3.5%以下の目標を再度確認するとともに、指導の精度をさらに向上させるため、「退学防止の事例記録」「退学届・学籍異動の記録」を活用し、次年度も学科長会議や学内の研修会・教職員全体会等において定期的に検討の機会を持つ。 また、引き続き入学前のオープンキャンパスやオリエンテーションで専門分野の仕事に関する情報提供の一層の充実を図るとともに、28 年度は AO 入試による入学者の退学が医療秘書科において特に多かったため、AO 入試による入学予定者に対しては、入学前の課題に加え、新たに入学前指導や面談の実施についても具体的に検討したい。
	3. 教員研修：授業公開の工夫とインストラクションスキルの向上 ①前年度の実施状況を踏まえ、教員がより参加しやすい仕組みをつくり実効を上げる取り組みを行う。 ②学内及び学外の研修会を活用し指導力の向上に努める。	3. 教員研修：授業公開の工夫とインストラクションスキルの向上 常勤教員の授業公開は、公開開始の時期を前年より早め、日程は各学科の都合に合わせての設定とした。また、参観がしやすいよう、公開の期間も前年より拡大するよう配慮した。教員研修については、特に学外の研修について、積極的な取り組みが見られる。 ①常勤教員の授業公開については、一部の学科では夏休み前の早い時期に実施した。学科によっては公開期間も拡大したが、現時点までに公開が終了した学科では、特に参観者の増加にはつながっていない。 ②学内の研修に加え、学外での研修についても積極的に参加を促している。各専門分野の研修に加え、東京都私学財団等が主催する教授法のスキル等に関する一般教育研修についても教務委員会を通じて情報提供し、教員が自主的に参加するケースが増えている。	3. 教員研修：授業公開の工夫とインストラクションスキルの向上 ①教務委員会が中心となり、10 月 11 日～24 日を全学科共通の授業公開期間として実施した。原則として、その間の常勤教員の授業はすべて公開することとし、公開授業数・参観者とも大幅に増加し、前進が見られた。 ②8 月 26 日にアクティブラーニングをテーマに教職員研修会を開催した。また、3 月 2 日にはコーチングをテーマとした研修会を開催予定である。 ③12 月に発行した「教育研究第 34 号」には、事務職員を含む、すべての常勤の教職員が寄稿した。	3. 教員研修：授業公開の工夫とインストラクションスキルの向上 授業公開については、常勤教職員に加えて、兼任講師においても授業公開の機会の拡大を図り、定着させていきたい。 また、学内外の研修会や勉強会への参加を学校として支援するとともに、教職員の教育研究誌への積極的な投稿も、引き続き促す。 全教職員を対象とした学内研修会は、29 年度も年 2 回の実施を予定している。

3 評価基準項目別取組状況

基準 1 教育理念・目的・育成人材像

■点検項目

点検中項目		点検小項目	
1-1	理念・目的・育成人材像	1-1-1	■理念・目的・育成人材像は、定められているか
		1-1-2	■育成人材像は専門分野に関連する業界等の人材ニーズに適合しているか
		1-1-3	■理念等に向け、特色ある教育活動に取組んでいるか
		1-1-4	■社会のニーズ等を踏まえた将来構想を抱いているか
■点検結果：教育理念・目的・育成人材像は、全ての点検小項目基準を満足している。			

現状の取組状況 総括	課 題	今後の改善方策
1. 理念・目的・育成人材像 ○本校は初代校長の示された建学の精神をもとに、教育理念、教育目的、教育目標を定め、それを「川口学園の専門学校教育に関する基本文書」としてまとめており、その中で本校が育成する人材像を明確にしている。 ○教育目標として掲げる4つの実践的能力は以下の通りである。 ①専門実務能力 ②対人関係能力 ③問題解決能力 ④情報管理能力 ○本校の教育理念、教育目的を実現するために「学科」を設け、目指す人材を育成している。平成27年度より学科再編プロジェクトチームを組織し、学科の改廃を含む検討をおこない、学科再編計画を提案している。 ○学科は、教育目標に基づく具体的な教育活動を「カリキュラム」、「学科運営計画」に定め、それに基づく「年間計画」を策定している。 ○建学の精神、教育理念、教育目的、教育目標は、出願希望者に配付する「入学案内書」、在学生、教職員に配付する「学生生活ガイド」、及び本校の「ホームページ」に明記している。	1. 理念・目的・育成人材像 ○本校には複数の専門分野が存在しており、現状は各学科共通の理念で貫いているが、平成27年度に看護科を開設したのを機に、専門分野ごとの特性と各分野の連携を視野に入れた検討が必要である。 ○日常の教科指導、学生指導等の業務を優先しがちであるが、理念との整合を常に検証する姿勢が大切である。 ○学科運営計画にて理念の浸透度は確認できるが、関連業界との交流をさらに拡大すると同時に深め、連携していくことが必要である。 ○日常の教科指導、学生指導等の業務を優先しがちであるが、理念との整合を常に検証する姿勢が大切。である。	1. 理念・目的・育成人材像 ○厚生労働省関連の国家資格系学科同士、またそれ以外の学科を含む学科間連携の検討をおこない、入学案内書や学生募集活動に反映させる。 ○募集広報協議会等の場で、学科間連携の検討をおこなう。 ○職業実践専門課程の取り組みにおける、教育課程編成委員会等の場を活用し、関連業界との連携をさらに強化する。 ○各学科のアドミッション・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、ディプロマ・ポリシーを再確認する。
2. 育成人材像と業界等の人材ニーズへの適合 ○教育目標、育成人材及びそれを構成する知識、技術、人間性等は、毎年度初めに点検し、本校の教育目標である4つの実践的能力を各学科における人材ニーズや養成人材像に反映させた上で、各学科の到達目標として、関連業界や職能団体等からの情報や現場での実務実習をはじめ、教育課程編成委員会や学校関係者評価委員会などの機会を通じて、業界で求められる人材要件を確認しつつ、学科運営計画に明示している。 ○職業実践専門課程である医療秘書科及び医療マネジメント科においては、医療事務分野教育課程編成委員会及び医事課や人事担当の実務家を招き、学生に対する講演や模擬面接を通じて、実務の場面で要求される資質等の指導を行うとともに教職員との情報交換を実施している。 ○平成28年8月に職業実践専門課程を申請した介護福祉科においては、福祉分野教育課程編成委員会の意見をもとに、授業内容の見直しを図っている。 ○平成28年度より新たに本活動に加わった看護科においては、指定規則に準じた教育課程の編成を行っている。業界で求められる人材要件と能力を講義、校内実習、実習という授業形態の中で発展させるべく教員間で話し合っすすめている。	2. 育成人材像と業界等の人材ニーズへの適合 ○シラバス、教材等は、様々なルートからの情報収集に基づき作成している。業界との連携体制は年々拡充されているが、さらに充実を図る必要がある。	2. 育成人材像と業界等の人材ニーズへの適合 ○職業実践専門課程への取組とリンクさせて関連業界との連携を充実、強化する一方、新たに実習や業界からの講師派遣の機会を増やし、さらに連携を深めていく。 ○職業実践専門課程への取組において、専門分野ごとの教育課程検討の場を充実させ、活用する。 ○鍼灸医療科においては、学校養成施設認定規則等が改正されることから、平成29年度よりカリキュラムの追加および編成を行う。
3. 特色ある教育活動 ○平成22年度より、本校での学びを通じて卒業後40年にわたり社会で活躍できる実力を身につけた「よき職業人」を育てる取り組みを、「2-40プロジェクト」と名付け、よき社会人・職業人として、将来にわたって学び続け、キャリアを重ねていける力を重視した教育に取り組んでいる。 ○本校は、理念を実現するための人間力の基本的な要素として①考える力(Think)、②積極	3. 特色ある教育活動 ○各学科において現場での実習を取り入れ実践的な教育を行っているが、職業実践専門課程への取組とともにさらなる高度化へ向けての取り組みが必要である。	3. 特色ある教育活動 ○職業実践専門課程への取組とともに、それと関連させ、企業・施設と連携した現場実習を教育課程に組み込む。

性(Positive)、③対話力 (Communication) の育成が重要であると捉え、これを TPC と名付けて教職員が一丸となってその実現に取り組んでいる。 ○また、本校では、各学科において現場での実習を取り入れた実践的な教育を行っているが、職業実践専門課程への取組とともに、専門分野ごとのカリキュラム検討の場を充実させており、医療事務分野においては、平成 29 年度より新たに医師事務技術専攻科を開設するなど、さらなる高度化へ向けた活用を行っている。 ○医療秘書科と医療マネジメント科は平成 25 年度より職業実践専門課程に認定されている。平成 28 年度は 8 月に新たに介護福祉科の認定申請を行い、平成 29 年 2 月 28 日付で認定された。		
4. 将来構想 (1) 中期計画 ○特に医療・福祉分野において、教育理念である自立と調和のとれた有能な人材養成を果たすべく「専門教育」はもとより、その基礎能力としての「社会人化」に向けての教育体制の整備・強化を図るとともに、資格取得率の向上を柱とする教育の質の向上を中期的な将来構想として方向付けている。 ○平成 26 年～30 年の中期計画の見直しを行っており、新たに平成 29 年～33 年の中期計画を策定することになっている。 (2) 周知 ○中期計画や年度ごとの事業計画・学校運営方針は、文書や説明会、定例の会議等において教職員に繰り返し周知している。 ○本校人材育成の方向性として、専門教育・社会人化への具体的な取り組みを「2-40 プロジェクト」として整理し、プレステージスクールの実現を目指す等、パンフレット等を通じて内外に周知している。 ○コンセプトブックや案内書等を配付し、学校の考えや目指すもの、他校との違いを周知している。	4. 将来構想 (1) 中期計画 ○学科再編計画等の新たな策定に伴い、中期計画の再検討が必要である。 (2) 周知 ○浸透させるために、さらに効果的な周知方法と機会の拡大を検討する必要がある。	4. 将来構想 (1) 中期計画 ○平成 28 年度末までに新たに平成 29 年～33 年の中期計画を策定する。 (2) 周知 ○年度当初だけでなく、年度途中においても、文書・口頭で、繰り返し周知し、浸透させる。

基準 2 学校運営

■点検項目

点検中項目		点検小項目	
2-2	運営方針	2-2-1	■理念・目的・目標等に沿った運営方針を定めているか
2-3	事業計画	2-3-1	■理念・目的・目標を達成するための事業計画を策定しているか
2-4	運営組織	2-4-1	■設置法人の組織運営を適切に行っているか
		2-4-2	■学校運営のための組織を整備しているか
2-5	人事・給与制度	2-5-1	■人事・給与に関する制度を整備しているか
2-6	意思決定システム	2-6-1	■意思決定システムを整備しているか
2-7	情報システム	2-7-1	■情報システム化に取組業務の効率化を図っているか
■点検結果：学校運営は、全ての点検小項目基準を満足している。			

現状の取組状況 総括	課 題	今後の改善方策
1. 運営方針 (1) 運営方針と運営計画 ○学則に定めた学校の目的、及びそれを達成するための教育目標に基づき、事業計画との整合を図った上で、校長は年度毎の重点項目を定めた「学校運営方針」を文書化している。学科長はその学校運営方針に基づき「学科運営計画」を作成している。 ○各年度の「学校運営方針」は、新年度開始時に開催する教員会等を通じて、その年度の「事業計画」と共に校長が常勤の教職員に示している。また、年度初めの兼任講師を含めた全	1. 運営方針 (1) 運営方針と運営計画 ○運営方針の組織内の浸透度の確認については、常に工夫が必要である。	1. 運営方針 (1) 運営方針と運営計画 ○運営方針の組織内の浸透度の確認については、目標面接や面談、教職員全体会などを活用する。

教員会においても校長から説明している。 ○教育方針のさらなる浸透、共有化のために、常勤の全教職員が一堂に会する教職員全体会を定例化しており、平成 28 年度は 6 回開催した。 ○運営方針は「校務分掌」に具体化して明示し、伝達している。毎年度開始時に教職員に示し、各教職員はそれに従って担当する校務を遂行して、学校運営の円滑化を図っている。 ○事務局においては、各部署の課長から事業計画に基づき各課員へ年間目標としてブレークダウンし、計画の達成に努めている。 ○浸透度については、自己点検、学科運営計画点検等において確認している。また、教職員の計画達成に対する認識を確認するための目標面接を行っている。 (2) 重点目標 ○平成 28 年度の「重点目標と達成するための計画・方法」は、平成 27 年度の達成状況及び平成 28 年度の「事業計画」と「学校運営方針」から、引き続き以下の 3 つを校長が設定して、常勤の教職員に示した。 ①TPC の育成と強化 ②退学防止：年間退学率を 3. 5%以下とする。 ③教員研修：授業公開の工夫とインストラクションスキルの向上 ○重点目標は、10 月に中間点検、3 月に年度末点検を行い、それぞれ学校関係者評価委員会に報告するとともに、自己点検・自己評価報告書に記載して学内公表した。「2. 平成 28 年度重点目標の達成の自己評価」を参照。	(2) 重点目標 ○「2. 平成 28 年度重点目標の達成の自己評価」を参照。	(2) 重点目標 ○「2. 平成 28 年度重点目標の達成の自己評価」を参照。
2. 事業計画 ○学則に定めた学校の目的、及びそれを達成するための教育目標に基づき、校長は理事会の承認を得て、学校の年度毎の「事業計画」を策定している。「事業計画」には予算、事業目標等を明示している。 ○平成 28 年度の学校の「事業計画」は、平成 26～30 年度の「中期計画」をもとに策定した。 ○「事業計画」をもとに年間の運営計画を策定し、各学科、事務局各部署において運営管理している。 ○事業計画の執行・進捗管理については各部署で適宜実施するとともに、年央において理事会において確認している。	2. 事業計画 ○学科再編計画等の新たな策定に伴い、中期計画の再検討を行っている。	2. 事業計画 ○平成 28 年度末までに新たに平成 29 年～33 年の中期計画を策定する。
3. 組織運営 (1) 設置法人 ○本校を設置する法人である川口学園は、寄附行為に基づき理事会、評議員会を適切に開催している。理事会、評議員会においては必要な審議を行い、適切に議事録を作成している。寄附行為を改正する場合は、適正な手続きを経て改正している。 (2) 本校 ○学校運営に必要な事務及び教学組織を整備している。現状の組織を体系化した「組織運営細則」「組織図」等を整備している。本校の学校運営の組織は、「川口学園組織図」「校務分掌組織図」に示している。 ○「組織運営細則」「校務分掌組織図」及び関連する細則等において各部署の役割分担や会議、委員会等の決定権限、委員構成等を明確にしている。会議、委員会等の開催毎に議事録（記録）を作成し、学内ネット上に公開している。 ○規則・規程等は、必要に応じて適正な手続きを経て改正している。 ○学校の組織運営に携わる事務職員の意欲及び資質の向上への取組については、目標面接制度、自己申告制度、自己啓発制度、階層別研修などを通じて、意欲及び資質の向上への取組を行っている。 ○事業計画に基づき、事務局各部署の目標設定を行い、各自の業務目標を設定している。目標面接においては、各自が設定した業務目標に対して、中間・まとめの面接を実施し、事務職員の意欲・資質の向上を図っている。	3. 組織運営 (1) 設置法人 ○特記事項なし。 (2) 本校 ○目標達成に適した効率的な運営組織の構築が常に課題と考えている。	3. 組織運営 (1) 設置法人 ○特記事項なし。 (2) 本校 ○学生数の増減等、状況の変化に迅速に対応するため、年度毎に目標達成に必要な効率的な組織運営体制を構築する。 ○教職員が連携し、より効率的に組織運営をするための修正を常に意識して、校務分掌等に反映させる。
4. 人事・給与制度	4. 人事・給与制度	4. 人事・給与制度

(1) 採用 ○採用は法人本部が所管しており、採用基準・採用手続きについて規程等で明確化し、適切に運用し、出願書類、筆記、一次面接、役員面接等の手順に従って実施している。 ○教員については、関係法令により教員資格が定められている分野は、規定どおりの人材を確保している。他の分野においても必要要件を満たした人材を確保している。 ○教員の採用は学生数の変化に関連し、欠員補完的な対応になる傾向があるが、必要人材は確保している。平成 22 年度より毎年計画的に採用をしており平成 28 年度は 2 人の新規採用を行った。 ○事務職員の採用は計画的に実施しており、研修も適切に行っている。平成 28 年度の新規採用はなかった。 (2) 処遇 ○貢献度に応じた処遇、公平でやりがいのある職場を目指し、新人事制度を導入している。制度の運用については「就業に関する運用事例集（第 3 版）」により運用の適正化を図っている。 ○平成 28 年度には 2 人の常勤教員について教育職員への身分変更の措置を講じた。 ○各種規程を含め、賃金制度を整備し、運用している。事務職員、教員ともに目標面接、考課を実施し、適正に運用している。考課者訓練を必要に応じて実施している。	(1) 採用 ○特記事項なし。 (2) 処遇 ○人事制度を整備し、適切に運用している。制度の適切な運営、管理のために定期的な考課者訓練が必要である。	(1) 採用 ○特記事項なし。 (2) 処遇 ○考課の平準化のため、定期的に考課者訓練を行う。
5. 意思決定システム ○意思決定のプロセスは制度化している。法人の「経理規程」を始め、「組織運営細則」その他の関連細則等に明記している。 ○本校は、校長を議長とする校務運営会議を最高議決機関として意思決定を行っている。また「組織運営細則」に各担当、レベルに応じた責任と権限を明記している。 ○学科長会議と校務運営会議を、同日に連続して実施することにより、意思決定までの時間短縮と審議時間の短縮を図っている。	5. 意思決定システム ○特記事項なし。	5. 意思決定システム ○特記事項なし。
6. 情報システム ○教職員一人に一台パソコンを配備し、学内ネットワーク化により、速やかな情報提供・共有化を行っている。 ○教務、学務、庶務等の学事システム及び学校内の情報伝達はサイボウズによりシステム化している。 ○学生情報、教務情報は学事システムにより管理している。必要なデータは更新し閲覧できるようになっている。 ○平成 26～27 年度の検討を経て、平成 28 年度より新学事システムに移行するための作業を進行した。平成 28 年度当初からの移行予定より進行は遅れたが、平成 28 年 9 月にデータ移行を行って、各処理の検証を行いながら、事務局から運用している。 ○学事サーバー・学内ネットワークサーバーは、立ち入りが制限された専用の場所で、適切に管理している。 ○学事データは必要に応じてマスターデータが更新される。また、使用者の限定や閲覧の制限を設けてセキュリティを行っている。	6. 情報システム ○学事システムをさらに迅速な学生に関する情報共有のためのシステムに改善する。 ○情報セキュリティ・個人情報保護法に基づく、一元管理された学生情報の活用が必要である。 ○平成 28 年度中は、事務局員のみシステムを使用可能な状態であったが、平成 29 年度からの各教員へのシステムの導入、適切な運用が必要である。	6. 情報システム ○学生情報の一元化については、平成 29 年度の学事情報システムの更新と合わせて、検討を継続することになっている。 ○平成 29 年度から各教員への新学事システムの導入を行う。 ○新学事システムについて、検証を行いながら運用し、改善点等を明確にする。導入業者と緊密な連絡を取り合い、修正点は速やかに解決する。 ○より効果的な学生指導に向けて新学事システムを安全かつ効率的に運用できるよう、検証・検討する。

基準 3 教育活動

■点検項目

点検中項目		点検小項目	
3-8	目標の設定	3-8-1	■理念等に沿った教育課程の編成方針・実施方針を定めているか
		3-8-2	■学科ごとの修業年限に応じた教育到達レベルを明確にしているか
3-9	教育方法・評価等	3-9-1	■教育目的・目標に沿った教育課程を編成しているか
		3-9-2	■教育課程について外部の意見を反映しているか

		3-9-3	■キャリア教育を実施しているか
		3-9-4	■授業評価を実施しているか
3-10	成績評価・単位認定等	3-10-1	■成績評価・修了認定基準を明確化し適正に運用しているか
		3-10-2	■作品及び技術等の発表における成果を把握しているか
3-11	資格・免許の取得の指導体制	3-11-1	■目標とする資格・免許は教育課程上で、明確に位置付けられているか
		3-11-2	■資格・免許取得の指導体制はあるか
3-12	教員・教員組織	3-12-1	■資格・要件を備えた教員を確保しているか
		3-12-2	■教員の資質向上への取組を行っているか
		3-12-3	■教員の組織体制を整備しているか
■点検結果：教育活動は、全ての点検小項目基準を満足している。			

現状の取組状況 総括	課 題	今後の改善方策
1. 目標の設定 (1) 理念等に沿った教育課程の編成方針・実施方針 ○各学科は目指す人材を育成するための計画・方法を「設置趣意書」に明記し、その実現に向けた計画や方法を「カリキュラム」、「学科運営計画」に明記している。 ○職業教育に関する方針は「教育目標」に集約されている。本校は、次の4つの能力が職業人としての基本であると考え、それを「教育目標」として、これらの能力を高めるために実践的な教育を行っている。 1. 専門実務能力 2. 対人関係能力 3. 問題解決能力 4. 情報管理能力 ○そのために以下の育成を基本方針として定め、学科運営計画に各学科の方針と目標を示している。 ①考える：Think ②積極性：Positive ③対話力：Communication ○介護福祉科においては、「職業実践専門課程」申請のために関連文書の整備等を実施した。 (2) 学科ごとの修業年限に応じた教育到達レベル ○本校の教育目的、目標を基本に学科の教育目標を定め、それに基づく具体的な教育活動を「カリキュラム」、「学科運営計画」や「講義要項」において明示している。 ○資格・免許の取得の意義及び取得指導・支援体制は、各学科の「学科運営計画」に明記して整備している。 ○介護福祉科においては、国家試験受験に向けたカリキュラムによる教育を平成28年度生より開始した。 ○看護科においては、学科の教育目標、育成人材像を構成する知識、技術、人間性等に偏りがないよう配慮して行っている。看護の基本概念として人間、環境、健康、看護の4つを掲げカリキュラム構成している。	1. 目標の設定 (1) 理念等に沿った教育課程の編成方針・実施方針 ○各学科とも職業実践教育の要件に沿ったPDCAサイクルへの対応を検討する。 ○TPCの育成と各科目の関連の検討を行う。 ○TPC 育成に効果的な指導の在り方の検討を行う。 (2) 学科ごとの修業年限に応じた教育到達レベル ○介護福祉科においては、国家試験義務化に向けた具体的な対策を進める。	1. 目標の設定 (1) 理念等に沿った教育課程の編成方針・実施方針 ○「職業実践専門課程」以外の学科についても、関連文書の整備等を実施する。 ○TPCの育成と各科目の関連は講義要項にも分りやすく、より明確に示す。 (2) 学科ごとの修業年限に応じた教育到達レベル ○介護福祉科においては、国家試験模擬試験を受験し、出題傾向の把握と理解度の確認、また、模擬試験結果のデータの分析を行って指導に反映する。
2. 教育方法・評価等 (1) 教育目的・目標に沿った教育課程の編成 ①教育課程の編成 ○カリキュラムの編成は、校長の指示のもとに学科の管理責任者である学科長が学則関連細則である「カリキュラム編成のガイドライン」に基づいて行っている。 ○カリキュラムの編成は、校務運営会議において決定している。校務運営会議の記録は学務課において作成、保管している。 ○各学科のカリキュラムは学科の教育目標を基礎にして、専門学校設置基準及び通達・告示により、また法令等により指定を受けた介護福祉科、鍼灸医療科、看護科にあつてはそれぞれの指定基準及び通達・告示に従って編成している。 ○カリキュラムは、基礎科目、専門科目、関連科目及び講義科目、演習科目、実技・実習科目等の時間配分を把握しながら編成している。修了に係る授業時数、単位数は「履修細則に関する細則」に規定し、「学生生活ガイド」に明示している。 ○学科においては、職業実践教育の視点で、授業科目内容に応じ、講義・演習・実習等を適	2. 教育方法・評価等 (1) 教育目的・目標に沿った教育課程の編成 ①教育課程の編成 ○カリキュラム編成（教育内容・教育方法・教材等工夫）は職業実践教育の視点で検討を進める。 ○時代の変化や業界の変化に対応できているか、常にチェックが必要である。 ○国家試験を受験する学科においては、試験の傾向を把握し、継続した検討、対応が必要である。	2. 教育方法・評価等 (1) 教育目的・目標に沿った教育課程の編成 ①教育課程の編成 ○職業実践専門課程認定学科は勿論、それ以外の学科においても教育課程編成委員会や学校関係者評価委員会の提言などを参考に、時代の要請に合う教育が行われているか、よりオープンな場でカリキュラム編成の検討をする。 ○国家試験に対応する学科においては、それぞれの試験対策を継続する。 ○鍼灸医療科においては、平成30年度より、学校養成施設認定規則等が改正される。平成29年度よりカリキュラムの追加および編成を行う。

切に見直し配分している。 ○職業実践専門課程である医療秘書科と医療マネジメント科においては、医療事務分野教育課程編成委員会及び学校関係者評価委員会からの意見、提案を十分に活かした編成としている。 ○介護福祉科においては、職業実践専門課程の認定要件に従い、福祉分野教育課程編成委員会及び学校関係者評価委員会からの意見、提案を十分に活かした上で編成した。 ○看護科においては、教育理念、目標に4つの基礎概念から一貫性を考慮して編成している。各科目の設定理由は記録に残し教員の意思統一を図っている。 ○医療事務分野教育課程編成委員会からの意見、提案に基づく医師事務技術専攻科の平成29年度開設に向け、カリキュラム編成他を行った。 ②授業計画 ○シラバスは、「講義要項作成の手順」に従って授業担当教員が作成し、学科長が確認したものを、学年始めに、「講義要項」として配付している。一コマごとのテーマと授業の内容・進め方については示しているが、コマシラバスの作成については、現状では個々の教員に任せられている。 ○「講義要項」には、学生が授業を受けるにあたって、授業の位置付け、授業の目的、授業の到達目標、成績評価の方法と項目、授業計画等を予め知り、授業に興味、関心を持ち、理解を深められるように、できるだけ分かりやすく記述することとしている。また、授業担当教員は、初回の授業において「講義要項」により授業計画他を説明している。 ③教育課程の見直し ○カリキュラムは、「カリキュラム編成のガイドライン」に従って、編成の仕組みの中で各学科において定期的に見直しを行っている。また、職業実践専門課程においては、教育課程編成委員会の議論及び学校関係者評価委員会の報告も踏まえて見直しを行っている。 (2) 教育課程への外部意見の反映 ○「カリキュラム編成のガイドライン」には外部情報等を参考にカリキュラムレビューを行うことを規定している。 ○各学科においては、業界出身の兼任講師との打合せ、卒業生就職先との懇談、また、実習巡回、実習指導者懇談会等の機会を利用して収集した情報等を参考にカリキュラムレビューを行っている。 ○医療秘書科と医療マネジメント科、介護福祉科においては、教育課程編成委員会と学校関係者評価委員会での議論、提言を踏まえて、次年度のカリキュラムを検討、編成している。他の学科においては、職業実践専門課程の認定要件を踏まえ、学校関係者評価委員会での議論、提言や外部関係者の要望を参考にして、次年度のカリキュラムを検討、編成している。 ○一部の学科は、職業実践教育の効果について卒業生懇談会や企業（病院）説明会、面接会、またホームカミングデイなど来校時、および実習や就職訪問時に意見聴取やアンケートを行っている。 (3) キャリア教育の実施 ○専門性を獲得する専門教育と、その専門性を生かすための社会人化教育を包含したものを本校のキャリア教育ととらえ、カリキュラムの中に、キャリア形成基礎力を醸成する「キャリアサポートプログラム」を組み込んでいる。 ○キャリア教育の一層の成果を向上させるため、初年次導入教育を含め、「キャリアサポートプログラム」の内容・方法・教材等について工夫している。 ○各学科においては、それぞれの分野に対応した接遇、マナー教育をカリキュラム組み込んでいる。 ○職業実践教育の効果等に関して、ＣＳＣにおいて卒業生は卒業生懇談会、就職先は訪問時に意見の聴取を行っている。また、面接会でも、意見聴取を行っている。	②授業計画 ○コマシラバスについては科目の性格を踏まえて、再検討を行う。 ③教育課程の見直し ○時代の変化や業界の変化に対応できているか、常にチェックが必要である。 (2) カリキュラムにおける外部意見の反映 ○外部関係者からの情報の収集と反映方法等については、その仕組みを、さらに整備する必要がある。 ○職業実践教育の効果については、学校全体として調査する必要がある。 (3) キャリア教育の実施 ○時代の変化に対応できているか、常にチェックが必要である。 ○ＣＳＣにおいては、企業（病院）が求めるものの変化を捉えるとともに各学科に意見や分野の特性・教育方針などを踏まえ、情報の共有と「キャリアサポートプログラム」の内容の見直しを常に行う必要がある。	②授業計画 ○検定対策等の目標が明確な科目、コマシラバスが有効と思われるケースについて、まずは医療事務教科研究会等の場での検討から着手する。 ③教育課程の見直し ○職業実践専門課程認定学科は勿論、それ以外の学科においても教育課程編成委員会や学校関係者評価委員会の提言などを参考に、時代の要請に適う教育が行われているか、カリキュラムの検討をする。 (2) カリキュラムにおける外部意見の反映 ○まずは教育課程編成委員会や学校関係者評価委員会の提言を参考にカリキュラムの検討を行う。 ○職業実践教育の効果については、校友会とも連携し、学科とＣＳＣによる卒業生・就職先等に対する調査を実施する。 (3) キャリア教育の実施 ○教育課程編成委員会や学校関係者評価委員会の提言なども参考に、時代の要請に適うキャリア教育を行うための教育内容・教育方法・教材等について工夫する。 ○ＣＳＣにおいては、積極的に企業（病院）訪問をして情報収集に努め、学生の就職支援に活かす。 ○キャリアサポートプログラムに関して、ＣＳＣと進路指導協議会が連携して、時代の変化に即し、学生が取り組み易く、積極的に関われるという観点も踏まえて、教員とともに改編を行う。
---	--	--

○職業実践専門課程においては、教育課程編成委員会と学校関係者評価委員会からも意見、提案をいただいている。 ○C S C と進路指導協議会が連携し、1 年生のプログラムにおいて次の取り組みをおこなった。 ①従来C S C が担当していた履歴書作成指導を、10 月下旬より複数教科の教員や担任と連携して指導した。また一部の学科では、パソコンを用いた履歴書の指導を行った。これらにより完成度が大幅に向上した。 ②大学病院のエントリーシートを用いた自己分析を 10 月のカリキュラムに組み込むことで、早期からの就職への意識付けに役立った。 ○内定辞退の削減に向け、8 月下旬に情報交換の場を設けた。その中でインターンシップの時期を遅くする、開始後の休日の確保、紹介就職先の厳選といった方策を講じた。また開始後も教員とC S C との情報交換を密に行い、前年に比べ辞退数の減少に繋げることができた。 ○看護科においては、年 2 回実施している「実習協議会」において、職業教育の在り方、方法等について検討を行っている。 (4) 授業評価 ①授業アンケート ○自己点検・自己評価委員会を中心に、各学科での実施体制を整備している。 ○学生による授業評価は、平成 16 年度より、学生の授業アンケートを、「アンケートの実施に関する手順」に基づき、授業期毎に全ての授業科目に対して実施している。 ○授業評価の実施における関連業界等との協力体制は、現時点ではない。学校としての独自の取組である。職業実践専門課程に関連して教育課程編成委員会及び学校関係者評価委員会に報告し、委員からの意見等を参考にしている。 ○平成 28 年度は平成 29 年度定期改訂の準備年として、必要な情報、資料の収集、原案の検討を行った。 ②結果のフィードバック ○授業アンケートの個別の集計結果は全体の集計結果と共に各担当教員と学科長にフィードバックし、授業改善の資料として役立てている。 ○全体の集計結果は学科教員会及び教員会にも報告し、分析、検討のうえ、「学科運営計画」に反映させている。 ○全体の集計結果はサイボウズに収納して全教職員に、また図書室に配置して学生、兼任講師にも公表している。その一部を本校のホームページに掲載し、学外にも公表している。 ○平成 26 年度からは科目担当教員がアンケートを実施・確認してから回収して、集計する方法に変更している。 ○授業アンケートの平成 29 年度定期改訂に向け、実施方法、アンケート結果に対する教員のコメントの考え方他について学科長にアンケートを実施した。	(4) 授業評価 ①授業アンケート ○アンケートの内容、実施方法は自己点検委員会において定期的な見直しを行っている。 ○平成 29 年度定期改訂の準備として、質問項目だけでなく実施方法の検討、教員のコメントを求めることについての検討も必要である。 ②結果のフィードバック ○平成 26 年度の見直しにより結果を担当教員にできるだけ速やかにフィードバックすることについては一歩前進があったが、問題も提起されており、改訂の検討課題である。	(4) 授業評価 ①授業アンケート ○関係者へのアンケートと意見聴取を実施し、学校関係者評価委員会からの意見、提案を踏まえて改訂し、平成 29 年度前期アンケートから実施する。 ②結果のフィードバック ○結果報告の即時性と記述情報の保護を満足する実施方法について検討し、平成 29 年度前期アンケートから改訂実施する。
3. 成績評価・単位認定等 (1) 成績評価・修了認定基準の明確化と適正な運用 ①成績評価・修了認定基準の明確化 ○成績評価及び単位認定は「学則」及び「履修に関する細則」に基準を規定し、学生には、全体の基準を「学生生活ガイド」、各授業科目の評価方法を「講義要項」に明記して周知している。 ○成績評価に必要な基準、手順は教務委員長や学科長会等において適宜検討し、制定、見直しを行っている。 ○平成 27 年度に「履修に関する細則」を改正して以下のように成績評語の変更と追加を行い、28 年度からは全学年に適用している。 (成績標語) ・90 点以上 : S、80～89 点 : A、70～79 点 : B、60～69 点 : C、59 点以下 : D	3. 成績評価・単位認定 (1) 成績評価・修了認定基準の明確化と適正な運用 ○特記事項なし。	3. 成績評価・単位認定 (1) 成績評価・修了認定基準の明確化と適正な運用 ○特記事項なし。

○評価方法をより透明なものとするためにも、初回の授業等において授業計画と共に成績評価の方法を担当教員から学生に説明している。 ②履修の認定、単位の互換 ○入学前の学習及び他の高等教育機関等との単位互換に関しては、「学則」及び「履修に関する細則」並びに「入学前及び他の教育施設等における学修等の履修認定に関する細則」に規定し、「学生生活ガイド」に明記して学生に周知している。単位互換は、規定に基づき、学生からの申請により適宜対応し、適正に実施している。 (2) 作品及び技術等の発表における成果把握 ○平成 28 年度の在校生のコンテスト参加における受賞状況等 ・くすり・調剤事務科：日本チェーンドラッグストア協会セルフメディケーションアワードにおいて特別賞 1 名、奨励賞 2 名表彰 ・速記コンピュータ科：東京速記士会主催速記競技会に 9 名、日本速記協会主催高速度速記競技会に 1 名の学生が参加 ・看護科：全日本ジュニア短歌大会での受賞者 ○平成 28 年度の在校生の学会発表等 ・診療情報管理専攻科：診療情報管理学会学術大会に 3 グループ（6 名）の研究発表 ・看護科：東京都看護学生看護研究学会に投稿、1 名当確	(2) 作品及び技術等の発表における成果把握 ○作品・研究の発表の機会については、学外での各種イベント等の機会に、学生に発表の場を積極的に与えるなどの仕掛けが必要である。	(2) 作品及び技術等の発表における成果把握 ○学外での各種イベントや学会等の機会に、作品・研究の発表の機会を増やすことを引き続き検討している。 ○一部の学科において研究発表形式の授業を計画している。
4. 資格・免許の取得の指導体制 (1) 目標とする資格・免許のカリキュラムでの明確な位置付 ○目標とする資格は、カリキュラム上に明確に定めている。また、「講義要項」及び関連する資料に明記して、学生に周知している ○資格、検定によっては特別授業、受験対策講座、模擬試験等の受験対策指導を各学科の「学科運営計画」に明確にして、計画的に行っている。 ○国家試験を受験する学科においては、受験資格要件は、明確に学生および保護者に説明している。 (2) 資格・免許取得の指導体制 ○授業科目の教育内容に目標とする資格・検定試験等がある場合は、その試験領域と整合がとれた教育内容とし、指導体制を整備している。 ○不合格者に対しては、次回合格を目指した指導を個別に行っている。 ○卒業後の指導については、鍼灸医療科においては国家試験不合格者に対して卒業生聴講制度を設けて指導体制を整備している。診療情報管理専攻科においては資格未取得の卒業生に関連科目の聴講を適用している。看護科においては模擬試験日を早めに知らせ、出席できる環境を整えている。他の学科においては申し出があった場合に教員が個々に対応している。	4. 資格・免許の取得の指導体制 (1) 目標とする資格・免許のカリキュラムでの明確な位置付 ○学生への説明内容、方法は常に改善が必要である。 ○国家試験を受験する学科においては、国家試験の受験対策において、各学科とも指導プログラムの見直しを課題としている。 (2) 資格・免許取得の指導体制 ○介護福祉科において、平成 33 年度生からの国家試験受験義務化に対応した指導体制の整備を進める。 ○卒業後の指導については、卒業生に対する支援活動の一環として検討する。	4. 資格・免許の取得の指導体制 (1) 目標とする資格・免許のカリキュラムでの明確な位置付 ○毎年度の説明資料作成時に点検、改善する。 ○鍼灸医療科では平成 30 年度生からの制度変更に伴う検討を予定している。 ○国家試験を受験する学科においては、国家試験対策の授業内容を検討して行く。 (2) 資格・免許取得の指導体制 ○介護福祉科においては、模擬試験受験や受験対策講座、個別指導を充実化する。 ○不合格者及び卒業後の指導については学校へ足を運びやすい環境づくりや、課題の定期的な確認を計画していく。
5. 教員・教員組織 (1) 資格・要件を備えた教員の確保 ①要件 ○教員は、専門学校設置基準及び法令等の指定基準に規定された条件を満たす教員を確保している。採用の際に、要件（専門性・人間性・教授力・必要資格・実務経験等）を確認している。 ○教員の知識・技術・技能レベルは、業界が求めるニーズに十分対応していると判断している。 ②採用等 ○教員の採用においては、適宜、関連業界等と連携している。 ○常勤教員の採用計画・配置計画は、校務運営会議等で検討し、理事会において承認されている。募集、採用手続、昇格措置等については、法人本部の所管により規程等で明確に定めている。 ○常勤教員・兼任講師の年齢、男女比などの構成は毎年度確認して明確に把握し、明示して	5. 教員・教員組織 (1) 資格・要件を備えた教員の確保 ①要件 ○「学生にわかりやすい授業」ができる、優れた教授力を備えた教員の確保が課題であると考えている。 ○教員は専門性を常に自ら磨き、見識を広げていく必要がある。 ②採用等 ○関係業界等との連携は、今後さらに深める必要があると考えている。 ○欠員補充が前提のため、計画的な採用が難しいのが課題である。	5. 教員・教員組織 (1) 資格・要件を備えた教員の確保 ①要件 ○教員研修会、教職員全体会等で教授力向上テーマとする取り組みを行っている。 ○専門性の向上に向け、組織的な研修に加えて自主的な活動を支援する。 ②採用等 ○関係業界等との連携のため、教育課程編成委員会等の仕組みも活用していきたい。 ○優秀な教員人材を確保するため、翌年度の人材確保の活動を早めに開始する。

いる。一人当たりの授業時数、学生数等も明確に把握している。 (2) 資質向上への取組 ①教員の専門性、教授力の把握・評価 ○教員の専門性については、各学科においてそれぞれ把握し、確認している。 ○教員の教授力については、学生による授業アンケートを授業期ごとに実施し、各自の教授力把握の一助としているが、それを教員の評価に結びつけることはしていない。 ②研修 ○常勤の教員については教員研修を学内で年度内2回定期的に実施している。また、学外の研修にも外部団体からの研修案内を都度周知して、随時参加させている。関連業界等の研修は、なるべく参加させている。 ○各学科は、加盟学会や業界によるものを学科の「学科運営計画」において承認、実施している。 ○職業実践専門課程においては以下の研修を計画的に実施、管理することが求められている。職業実践専門課程以外の学科も含めて、教務委員会が研修計画、参加連絡書・報告書により実績を把握している。 ・専攻分野における実務に関する知識、技術、技能を修得・向上するために実施する研修 ・授業及び学生に対する指導力等を修得・向上するために実施する研修 ○介護福祉科においては、職業実践専門課程の要件を満たすべく研修を計画、実施した。 ○教員の研究活動・自己啓発への支援などについては、「教育研究」誌への投稿を奨励しており、今年度は「教育現場からの声」欄に常勤の全教職員が投稿した。専門に関しての情報収集や能力の向上については個人の自主性に任せているのが現状である。 ③授業公開 ○授業公開は、平成28年度より教務委員会の所管となり、新しく実施要領を策定し、それに基づき10月11日～24日の2週間、原則として常勤教員の全ての授業を公開した。 ○原則として、教員には複数回の参観、また学科長は全所属教員の参観を義務付け、事務職員の参観も推奨した。兼任講師にも文書配布、掲示により参加を呼びかけ、1名の参加を得た。より参観を推進するために、各授業のテーマ、内容及び特色等を記載した公開授業一覧を作成し、事前に配信、掲示した。その結果、前年度を大幅に上回る参観者数となった。 ○参観者、公開者共にレポートを提出し、教務委員会が報告書をまとめている。 (3) 教員の組織体制 ①体制 ○教育に関しては、効果的、効率的に学生の教育、指導が行えるように教員を割振っている。 ○学校運営に関しては、校務分掌により各教員に複数の担務を割り振り、年度当初の教員会等において確認し、それぞれが協力して活動を行う体制としている。 ○学科毎に授業科目担当教員間で連携・協力体制を構築しており、検定対策、各種講座等については兼任講師にも協力をお願いして学習指導を行っている。 ②授業内容・教育方法の改善 ○全校的には授業公開と授業アンケートの仕組み整備している。 ○改善に関する組織的な取組は、各学科がそれぞれの教育の背景と実情をもとに行っている。 ○医療事務分野の学科においては、学科横断的研究組織（医療事務教科系研究会）において改善の取り組みを行っている。 ○職業実践専門課程においては教育課程編成委員会からの意見、提案による改善を行っている。 ○鍼灸医療科においては、国家試験対策授業内容の検討を行い、模擬試験を授業内で導入し、受験率のアップに繋げた。 ③教員間の連携	(2) 資質向上への取組 ①教員の専門性、教授力の把握・評価 ○授業アンケートの集計結果を教員の教授力などの評価、改善に生かすための仕組みについて検討が必要である。 ②研修 ○前年度よりは改善されているものの、教員の業務が多忙で、研修の時間が十分に確保できているとはいえない。 ○研修後のフォローアップが十分ではなく、他者へ伝達し、広範に情報共有について検討が必要である。 ○「教育研究」誌の論文本編への投稿が少なく、特定の教員に限られている。 ③授業公開 ○実施後のアンケートに寄せられた意見等から課題を抽出し、修正を加えながらより良い仕組みとする必要がある。 (3) 教員の組織体制 ①体制 ○社会人化のための学生指導に関しても、兼任講師との連携を図ることが課題である。 ②授業内容・教育方法の改善 ○授業内容・教育方法の改善については、さらなる組織的な取り組みが必要である。 ③教員間の連携	(2) 資質向上への取組 ①教員の専門性、教授力の把握・評価 ○学内における評価と改善の仕組みについて検討している。 ②研修 ○職業実践専門課程を契機として、新たに関連業界と連携した現場見学や研修会を実施することになっている。また、校長と教務委員会が中心となって、外部研修への積極的参加を推進する。 ○学内研修は今後も重点目標の一つとして内容をさらに充実させる。ニーズに合った魅力的で役に立つ内容を企画し、運営する。 ○学外研修後の情報共有の仕組みについて検討する。 ○教員のキャリア開発については、引き続き積極的に支援していく。 ○所属長から研修参加を推薦する仕組みについて検討する。 ○「教育研究」誌の「教育現場からの声」欄への全員投稿を継続、定着させるとともに、論文投稿の啓発を行う。 ③授業公開 ○授業公開は、平成28年度と同様の進め方で引き続き実施し、定着化を図る。より良い授業の実現のために互いが客観的な視点を持ち意見交換できる雰囲気と機会を提供できるよう、より参加しやすく効果的な仕組みの構築を目指す。 ○兼任講師へ参加を拡大し、学校全体の取り組みとして定着を図る。 (3) 教員の組織体制 ①体制 ○年度初めの全教員会、学科教員会等において、社会人化教育に関する具体的な指針を兼任講師にも示し、協力関係を築く努力を継続している。 ②授業内容・教育方法の改善 ○全校的及び各学科における授業内容・教育方法の改善に向けた取り組みを継続する。 ③教員間の連携
---	---	---

○4月の授業開始前の全教員会・学科教員会で、常勤教員と兼任講師との学生指導に関する連携とコミュニケーションを呼び掛けるとともに、授業が始まってからも、常時、各学科において、兼任講師との連携とコミュニケーションを図っている。 ○学科教員会に参加できない兼任講師については、個別に対応し、情報の共有化および共通認識を図っている。 ○各学科においては、常勤教員・兼任講師間では必要な学生情報を共有して連携・協力体制を構築して指導を行っている。	○兼任講師との連携をさらに強化する必要がある。	○常勤教員から兼任講師に積極的に働きかける努力を継続する。
---	--------------------------------	--------------------------------------

基準 4 学修成果

■点検項目

点検中項目		点検小項目	
4-13	就職率	4-13-1	■就職率の向上が図られているか
4-14	資格、免許の取得率	4-14-1	■資格取得率の向上が図られているか
4-15	卒業生の社会的評価	4-15-1	■卒業生の社会的評価についての実態を把握しているか
■点検結果：学修成果は、全ての点検小項目基準を満足している。			

現状の取組状況 総括	課 題	今後の改善方策
1. 就職率 (1) 活動と成果 ○就職率は、専門学校教育の成果を示す重要な指標の一つと理解しており、「学科運営計画」において就職達成率と就職指導目標を定め、その向上を図っている。 ○学生は、外部求人を含めて学校求人を中心に学校を通して活動している。また学生の就職活動は、報・連・相の徹底により、C S C、クラス担任、学科長が連携して把握している。 ○専門分野と関連する業界等への就職状況は、教育成果を把握するための重要な指標として把握している。 ○C S Cにおいては、学内就職説明会を随時、関連業界等と連携して開催している他、病院の担当者を招いた「模擬面接会」も実施している。また在学生の「内定者懇談会」の他、就職した卒業生に協力をお願いした学科毎の「卒業生懇談会」や「就職活動セミナー」も開催している。 ○また、専門分野における学科独自の取り組みも進めており、看護科においては卒業生による、国家試験対策、就職相談会を最終学年の早期に実施している。 (2) 情報の把握と提供 ○C S Cでは求人及び内定、就職実績を活動経過と共に記録し、明確に把握している。毎月の学科長会議に報告するとともに、教職員全体会においても適宜報告を行っている。 ○必要な情報を再整理して「キャリアサポートプログラム」を通して学生に提供し、個々の就職活動に役立てている。 ○学生の就職希望、活動状況はクラス担任、学科長とC S C担当者間で打合せ、学内メール等により情報を共有し、各学科とC S Cとの協力、連携で学生の就職支援を行っている。	1. 就職率 (1) 活動と成果 ○就職活動に消極的な学生を早期に把握する。早期の個別サポートに取り組んで、就職への動機づけ、意識付けの強化を図る。 (2) 情報の把握と提供 ○医療事務分野の就職活動は学校求人が中心のため常に開拓が必要である。 ○学事システムの更新により、学生の動向と就職先の一層の把握に努める。	1. 就職率 (1) 活動と成果 ○就職活動に消極的な学生に対する早期の個別サポートに取り組んで、就職への動機づけ、意識付けの強化を図り就職活動を支援する。 (2) 情報の把握と提供 ○学生の希望勤務地に合わせた医療事務分野求人の確保に努める。そのために求職調査票や学生との面談を通じての希望勤務地の情報収集を行う。 ○学事システムの更新により、データの加工がしやすくなるため、状況分析に活用していく。
2. 資格、免許の取得率 (1) 資格・免許の取得率の向上 ○学科ごとに「学科運営計画」に資格・検定取得の数値目標を示している。資格・検定対策特別講座や勉強会の実施、また検定週間の設定による検定前の集中授業の実施で、資格取得率の向上を図っている。 (2) 支援体制 ○各学科においては、「学科運営計画」に従って資格・検定対策特別講座や特別時間割、勉	2. 資格、免許の取得率 (1) 資格・免許の取得率の向上 ○資格・検定取得の数値目標を達成、向上させるために常に工夫が必要である。 (2) 支援体制 ○学生のモチベーションや基礎学力の変化に対応した指導法の工夫が必要である。	2. 資格、免許の取得率 (1) 資格・免許の取得率の向上 ○引き続き、各学科の運営計画に年度目標を明示し、年度末に結果について検証する。資格・検定取得状況等のデータについては、サイボウズ上に公開し、教職員が閲覧できるようにしている。 (2) 支援体制 ○各学科における工夫を「学科運営計画」に明記、実施する。

強会の実施、また検定週間の設定による検定前の集中授業の実施で、資格取得率の向上を図っている。 ○国家試験を受験する学科においては、模擬試験、特別講座などをそれぞれに段階的、継続的な学習プログラムを組んで実施している。 ○結果については、全国平均比を基準として達成度を判断している。医療事務分野においては、「医療事務教科系」がより詳細な結果分析を行い、資格取得率向上に生かしている。 ○事務局では、検定申込から合否までを検定データとして管理して、級別、クラス別合格率、全国平均等のデータを提供している。各検定試験の実施計画、受付案内の作成・掲示、申込受け付け、学内検定の運営管理、合否結果を管理している。また、各学科が行う各種検定対策において、時間割の変更、教室の確保を行うほか、自習者の管理、施設の整備を行っている。		
3. 卒業生の社会的評価 (1) 卒後の実態把握 ○卒業生の就職先に対する定期的な就業状況調査等はまだ行っていない。C S Cによる求人訪問の「ヒアリング記録」、在学生の実習先（卒業生の就職先を含む）における聞き取り確認「巡回指導記録」等に記された卒業生の評判等の情報をサイボウズ上でファイルに保存している。 ○巡回訪問時での卒業生との面談や本校で実施する在学生と卒業生との懇談会における卒業生の話からは、満足して就業しているケースが多く、それが評価に繋がり、その結果、本校に対する毎年の求人と採用が継続していると考えている。 ○平成27年3月より卒業生にGメールアドレスを付与している。 (2) 受賞状況、研究業績等 ○卒業生のコンテスト参加における受賞状況、研究業績等は、一部の学科においては発表、評価の実績を把握している。 ○診療情報管理専攻科卒業生は診療情報管理学会で発表し、評価を受けている。	3. 卒業生の社会的評価 (1) 卒後の実態把握 ○就職先に対する卒業生の就業状況調査等の定期的な実施が必要である ○Gメールを連絡、調査ツールとして活用できるようにする。 (2) 受賞状況、研究業績等 ○卒業生の諸活動を把握することも検討課題である。	3. 卒業生の社会的評価 (1) 卒後の実態把握 ○校友会の協力も得て、卒業生情報の収集を検討している。 ○実習先訪問等で得た情報の一元管理についても学事システムの更新のタイミングで検討する。 ○Gメールを活用した卒業生への調査を来年度中に実施予定であり、その戻り状況を確認し、今後の対策を考えていきたい。まずは来年度に27年度卒業生から実施したい。 (2) 受賞状況、研究業績等 ○ホームページやGメールを活用した卒業生とのネットワークづくりから始めたい。

基準 5 学生支援

■点検項目

点検中項目		点検小項目	
5-16	就職等進路	5-16-1	■就職等進路に関する支援組織体制を整備しているか
5-17	中途退学への対応	5-17-1	■退学率低減が図られているか
5-18	学生相談	5-18-1	■学生相談に対する体制を整備しているか
		5-18-2	■留学生に対する相談指導体制を整備しているか
5-19	学生生活	5-19-1	■学生の経済的側面に対する支援体制を整備しているか
		5-19-2	■学生の健康管理を担う体制を整備しているか
		5-19-3	■学生寮の設置など生活環境支援を行っているか
		5-19-4	■課外活動に関する支援体制を整備しているか
5-20	保護者との連携	5-20-1	■保護者との連携体制を構築しているか
5-21	卒業生・社会人	5-21-1	■卒業生への支援体制を整備しているか
		5-21-2	■産学連携による卒後の再教育プログラムの開発・実施等に取り組んでいるか
		5-21-3	■社会人のニーズを踏まえた教育環境が整備しているか
■点検結果：学生支援は、全ての点検小項目基準を満足している。			

現状の取組状況 総括	課 題	今後の改善方策
------------	-----	---------

1. 就職等進路 (1) 就職等進路に関する支援組織体制 ○就職活動支援の専門部署として、C S Cを設置し、組織的な体制で行っている。 ○C S Cと学科との協力体制を整えており、キャリアデザインの授業や個人面談における担任とC S Cスタッフとの日常的な連携もできている。学生の就職活動の状況は、C S Cとクラス担任で共有されている。 ○キャリアサポートプログラムや就職説明会や模擬面接会などの就職関連セミナーを関連する業界等と連携して開催している。 ○平成 28 年度は校務分掌において新たに進路指導協議会を設け、各学科とキャリアサポートセンターの連携を推進している。 ○C S Cスタッフの資格取得や継続学習を行っており、平成 28 年度度は新たに 1 名がキャリアコンサルタント資格を取得した。 (2) 全体指導 ○C S Cにおいて自己分析から履歴書の書き方、面接の受け方など具体的な就職指導に関するセミナーや筆記試験対策講座を学内において開催している。 ○キャリアデザインの授業では、1 年次から、キャリアサポートプログラムを計画的に実施し、必要な情報提供を行っている。 (3) 個別相談 ○就職に関する学生の個別相談は、学科とC S Cにおいて計画的に、また必要に応じて随時実施し、学生の状況を把握ながら適切に応じている。C S Cでは、開室中はいつでも相談できる体制を整えており、個別の相談に随時応じている。 ○必要に応じて、学生の状況を保護者へ連絡し、家庭と協力した支援を行っている。	1. 就職等進路 (1) 就職等進路に関する支援組織体制 ○社会の状況の変化に迅速に対応するため、各学科とC S Cの連携をさらに推進する必要がある。 ○学事システムの更新後の情報の共有方法を考える。 ○連携できる企業（病院）の拡大をする必要がある。 ○C S Cスタッフのレベルアップが課題である。 (2) 全体指導 ○業種・職種を理解するためのセミナーを実施する必要がある。 ○学生の状況、選考方法の変化への対応をする必要がある。 (3) 個別相談 ○更に相談しやすい体制を整える。	1. 就職等進路 (1) 就職等進路に関する支援組織体制 ○進路指導協議会の場合を活用し、各学科とC S Cの連携をさらに推進する。 ○訪問や電話連絡により連携できる企業（病院）とのさらなる関係強化を図る。 ○学生の状況、選考方法の変化などへの迅速な対応に向け、C S Cスタッフのレベルアップを図るため、資格取得、研修への参加を今後も継続する。 (2) 全体指導 ○業種・職種を理解するためのセミナーの開催時間の確保と時期、企業（病院）の選定をする。 ○学生の変化と業界の変化に対応したキャリアサポートプログラム、指導、時期の見直しを常に行っていく。 (3) 個別相談 ○C S Cスタッフのレベルアップを図り、ソフト面の充実を図る。
2. 中途退学への対応 (1) 退学率低減 ○退学者の個別の状況と退学者数、その推移に関する情報は、データとして整理している。指導経過記録は、「学籍異動の記録」において適切に記録し、保管している。 ○平成 28 年度は、退学予防に役立てやすいように「学籍異動の記録」様式を改訂し、「退学を回避できた事例」の記録」様式の運用をスタートした。 ○「学籍異動の記録」、「退学を回避できた事例」に関する記録」のデータの一部をサイボウズで閲覧できるようにした。 ○学科長会議においては、学科長からは退学の状況、学務課長からは在籍状況を月次報告し、これをもとに中途退学の低減に向けた対策を検討している。クラス担任と学科教員、保健室、学生相談コーナーとの連携も取れている。 ○年度末に開催の教職員全体会において、学生委員会から年度末報告が行われ、「欠席届」を利用する対策案が示された。 ○入学時のオリエンテーションを充実させ、本校での学びの目標を新入生に再確認してもらうことで、退学防止の一助としている。 ○学生相談コーナーを授業期間中は毎週 1 回設け、専門の相談員を配置している。また、学習面では、常勤教員を中心に、随時、補習等も実施している。 ○平成 28 年度も平成 27 年度の成果をもとに「年間退学率 3. 5%以下」を重点目標に取り組んだが、目標を達成することはできなかった。2. 重点目標達成の自己評価を参照	2. 中途退学への対応 (1) 退学率低減 ○新たな様式を活用して、防げる可能性のある事例について分析し、指導の参考とする必要がある。	2. 中途退学への対応 (1) 退学率低減 ○「学籍異動の記録」、「退学を回避できた事例記録」に加えて「欠席等届」を活用する等、各事例の情報を個人情報保護に抵触しない範囲で共有し退学率抑制に役立てる。 ○これらの分析により、防げる可能性のある退学については、校務分掌において具体的な対策を講じることにしている。 ○平成 29 年度も入学時オリエンテーション、学生相談機能、キャリアデザイン等による学生の学習及び学校生活に対するモチベーションの向上を初めとした退学予防の活動に取り組んで、目標達成に向けた積極的な取り組みを行う。
3. 学生相談 (1) 相談体制 ○学生相談コーナーを設け、専門のカウンセラー（臨床心理士・精神保健福祉士）を配置している。平成 28 年度は、授業期間中は毎週 1 回設け、半期に 15 回、年に 30 回学生の相談に応じている。 ○学生に対する相談室の利用に関する案内を、入学時のオリエンテーション、学生生活ガイド、掲示等により行っている。	3. 学生相談 (1) 相談体制 ○学生相談コーナーの利用者のない時間を減らし、有効に活用できるように、時間別の利用者数を把握する必要がある。 ○学生相談コーナー、学校、本人関係者との連携、情報共有を適切に行い、ケースにより医療機関の紹介対応が必要である。	3. 学生相談 (1) 相談体制 ○学生相談コーナーの時間毎の利用者数を記録し、把握する。 ○リスクが高いケースや緊急時の対応に関する学生相談コーナーと外部の医療機関等との連携については、特定の医療機関との提携が必要かどうか検討を行う。

○相談記録は適切に保存されており、学生相談コーナー活動報告書により概要が学科長会議に定期的に報告されている。 ○現在は医療機関との提携は行っていないが、少数ながら医療機関の紹介が必要なケースがある。 (2) 卒業生からの相談 ○卒業生に向けた特別の相談体制を整えてはいないが、在校時の担任、学科長、C S Cスタッフが内容、要望に応じた相談を受けている。 (3) 留学生への対応 ○現状では留学生の数が少ないこともあり、全校的な体制は整備していない。留学生が在籍する学科では適切な対応ができている。担任を中心に補習等、学習面での支援は行っている。 ○学務課では担当を置き、個別に対応している。4、5、11 月に月初の面談を行い、学習状況、生活状況等を確認して、必要事項を記録し保管している。進学に必要な書類等の作成を行っている。毎年春に都で開催される留学生担当者会議に参加している。	(2) 卒業生からの相談 ○2-40 プロジェクトとの関連において、制度的な検討を継続していく必要がある。 (3) 留学生への対応 ○今後予測される介護福祉科の留学生の増加等にも対応できるよう、体制の整備が必要である。 ○ビザや就職など難しい事例が多くあり、対応に時間がかかることがある。 ○日常的な状況の把握を適切に実施する必要がある。	(2) 卒業生からの相談 ○Gメールの活用も検討する。 (3) 留学生への対応 ○介護福祉士が新たな在留資格となったこともあり、近隣の日本語学校等との連携も検討する。また、関連する研修会等への積極的参加を促す。 ○入国管理局、相談機関の活用のほか、研修会への参加を促進し適切な対応が図れるようにしていく。
4. 学生生活 (1) 経済的側面に対する支援体制 ○本校独自の奨学金制度が整備している。入学者に対しては、各種の特待生、奨学金制度等により入学時に入学金、授業料等の減免処置を講じて経済的な支援を行っている。在学生に対しては、公的な奨学金及び本校独自の奨学金の利用案内、また、分納・延納制度を通して支援を行い、柔軟に対応している。 ○大規模災害発生時及び家計急変時等に対応する支援は公的な奨学金制度の利用を案内している。 ○経済的支援制度の利用については、学生募集要項に記載している。また、オープンキャンパスにおいて、見学者に説明を行っている。 ○在学生には、本校独自の奨学金として、「川口学園奨学金」（総額 66 万円）と「川口記念奨学金」（総額 50 万円）を設けている。平成 28 年度は、「川口学園奨学金」が 1 名、「川口記念奨学金」が 1 名に貸与された。 ○1 年次の学習成績及び人物ともに優れた在学生に対する進級時（2 年次）の「学習奨励奨学金」は、平成 28 年度は 15 名に支給した。 ○経済的な支援制度については学生・保護者に十分な情報を提供している。在校生の相談には、事務局が適切に対応している。また、利用状況についても事務局において実績を把握している。 ○日本学生支援機構や介護福祉士修学資金貸与制度を始めとした奨学金の案内及び取次ぎ事務を積極的に進めている。主な奨学金の平成 28 年度の受給者数は以下の通りである。 ・日本学生支援機構：132 名、東京都看護修学資金：1 名、東京都介護修学資金 6 名、ニッセイ 聖隷健康福祉財団奨学金 1 名 (2) 健康管理 ○学校保健計画を定め、学生等への保健指導体制を整備している。 ○学生の健康管理は、学校保健安全法に基づく健康診断を全学生に実施し、結果を保健室で保管している。再検査・精密検査が必要な場合は、保健室から対象学生に告知し、受診後の結果提出を求めている。 ○保健室を設置し、看護師を配置している。保健室では病気、ケガの対応のほか、保健相談も受けて学生の健康管理を行う他、近隣の高田馬場病院と学校医契約をして、救急対応や保健指導を受けられるようにしている。 ○保健室では学生の心身の健康が保てるように季節毎の掲示による啓蒙活動を行っている。必要に応じて学生相談コーナーとも連携している。 ○法令指定学科においては、鍼灸医療科の学生には B 型肝炎抗体検査及びワクチンの接種、	4. 学生生活 (1) 経済的側面に対する支援体制 ○現状については特に課題を感じていないが、給付型奨学金の在り方については、検討する必要がある。 ○経済的事由での退学者が増加傾向にあり、学費等支援の制度について、改めて検討が必要である。 (2) 健康管理 ○特記事項なし	4. 学生生活 (1) 経済的側面に対する支援体制 ○国の給付型奨学金制度の新設に合わせ、学校として可能な支援について検討する。 (2) 健康管理 ○特記事項なし

介護福祉科の学生には実習前の腸内細菌検査を、看護科の学生にはインフルエンザ予防接種を実施している。 (3) 学生寮の設置など生活環境支援 ○遠隔地から就学する学生に、安心できる住環境を紹介している。指定業者と提携し、遠隔地の合格者に対して、管理体制やサービス内容・価格が明記された学生寮のパンフレットを送付している。指定業者からは、入寮者の状況について、定期的に報告を受けている。 (4) 課外活動に対する支援体制 ○学生の課外活動については、「サークル活動運営ガイドライン」に示した基準により設置を認め、活動状況を報告させている。サークル活動は、学生委員長が所管し、補助金など支援体制を整備している。大会等の実績がある場合は、それについて把握している。 ○学生委員会では、学生の自主的な活動が行えるよう施設の開放等を含め、積極的に支援している。サークル活動に参加しやすいように、年度初めに説明会を開催している。 ○平成 27 年度に課外活動運営ガイドライン及び関連書類の改正、整備を行い、平成 28 年度から使用開始した。その中において、活動日報の提出などの改善を図っている。 ○平成 28 年度は新たなサークル活動申請がなかった。サークルに所属していない学生が放課後に課外活動ができるイベントを企画し、実施した。 ○ボランティア活動は、基準を満たした場合は「入学前及び他の教育施設等における学修等の履修認定に関する細則」に基づき、単位認定ができるようにしている。また、希望者にボランティア登録をさせ、ボランティア活動を奨励してサポートする体制をスタートさせている。	(3) 学生寮の設置など生活環境支援 ○特記事項なし。 (4) 課外活動に対する支援体制 ○サークル活動が衰退しており、現状にあった支援策を考える。	(3) 学生寮の設置など生活環境支援 ○特記事項なし。 (4) 課外活動に対する支援体制 ○平成 29 年度は 4 月～5 月にサークル設立前に活動の体験会を開き、集まった学生にサークル活動を勧めるようにする。 ○サークルに所属していない学生が放課後に課外活動ができるイベントを半期に 2 回、年 4 回開催する。												
5. 保護者との連携 ○保護者に向けた情報提供については、学科の性質によって連携の度合いは異なるが、学生を指導していくうえで保護者との適切な連携は必要と考えており、一部の学科では保護者会も開催している。また、必要に応じて保護者との面談の機会を持っている。 ○介護福祉科においては、8 月に初めての保護者会を実施し、国家試験の概要等の説明と、ご家庭での協力を要請した。 ○学力不足、心理面等の問題解決にあたっては、必要に応じてクラス担任が保護者に連絡し、家庭と連携・協力して退学の防止や学習の促進を図っている。 ○緊急時の連絡体制については、クラスごとに緊急連絡網を整備して、必要に応じて家庭との連絡にも活用した。	5. 保護者との連携 ○退学防止や国家試験の受験対策等において保護者との連携が必要なケースもあり、どのように進めるかが検討課題となっている。 ○成績等の報告については個人情報の保護を整えた上で検討する。	5. 保護者との連携 ○本年度のオープンキャンパスにおいて、保護者説明会を 3 回予定している。また、4 月の入学式終了後の会場で、保護者に対して、学校説明を行い、学生指導への協力を呼び掛けた。 ○入学後の保護者との連携は、個々の学生に関して指導上の問題が起きた場合については十分に行われているが、保護者会の開催や保護者への成績の報告等は、学科ごとの課題としている。 ○成績等の報告については、送付自体に問題は無いと思われるので、送付に向けての機関決定、周知等のステップを踏めば、実施可能な状況である。送付を行うか否かの判断を 10 月までに行い、実施する場合は次年度に予算化し、次年度より送付を行う。												
6. 卒業生・社会人 (1) 卒業生への支援体制 ○校友会を組織し、定期的に会報を発行している。また、同窓会活動への補助を行っている。 ○9 月に校友会報第 47 号の発行を行った。また、次年度の活動について校友会事務局の打ち合わせを実施した。 ○卒業後の相談については、C S C では、相談に訪れた卒業生の就(転)職支援を実施している。また、在学中のクラス担任も、就職先の人間関係や仕事の進め方などに関する相談に随時応じながら、C S C と連携、協力して支援しているが、現状は、校友会報の発行以外では、卒業生との関係をあまり構築できていない。 ○卒業後のキャリアアップのための講座等は、教務委員会の所管により各学科、校友会と連携して、2-40 プロジェクトとの関連で、支援講座を企画しており、平成 28 年度は以下の講座を開催した。 <table><tr><td>開催</td><td>講座名</td><td>担当</td><td>参加</td></tr><tr><td>12/18</td><td>楽力アップで好感度・貢献度・満足度UP</td><td>松田朗先生</td><td>14 名</td></tr><tr><td>2/29</td><td>メンタルも魅力もサポートしてくれる、困ったときの色選び</td><td>中野薫先生</td><td>9 名</td></tr></table> ○C S C において教務委員会と連携し、卒業生支援講座の参加確認と並行し、勤務状況の追	開催	講座名	担当	参加	12/18	楽力アップで好感度・貢献度・満足度UP	松田朗先生	14 名	2/29	メンタルも魅力もサポートしてくれる、困ったときの色選び	中野薫先生	9 名	6. 卒業生・社会人 (1) 卒業生への支援体制 ○校友会とも連携し、卒業生の現況について、情報を把握する仕組みをつくる必要がある。 ○2-40 プロジェクトとの関連で、卒業生支援策の充実が課題と考えているが、現状は、各学科での内容検討にとどまっており、卒業生のニーズ把握が必要である。 ○卒業生支援講座は内容に関わらず、参加者が少ない状況が続いている。根本的な見直しを検討する必要がある。	6. 卒業生・社会人 (1) 卒業生への支援体制 ○平成 29 年度の学事システムの更新を契機として、学生情報一元管理システムと関連させて検討する。Web メールなどを活用し、進路指導協議会とキャリアサポートセンターを中心に、次年度は教務委員会（卒業生支援講座担当）、校友会事務局とも連携し、具体化を図りたい。 ○卒業生支援講座を年度内 2 回開催する。校友会と連携して、卒業生のニーズに合致した形での実施方法や内容を検討し、より参加しやすい仕組みの構築を目指す。
開催	講座名	担当	参加											
12/18	楽力アップで好感度・貢献度・満足度UP	松田朗先生	14 名											
2/29	メンタルも魅力もサポートしてくれる、困ったときの色選び	中野薫先生	9 名											

跡を行った。 (2) 産学連携による卒業後の再教育プログラム ○関連業界・職能団体等と再教育プログラムについて共同開発等の実績はないが、医療秘書学会において、開催事務局を担当するなど業界と連携・協力を行っている。 ○平成 26 年度からは、職業実践専門課程において教育課程編成委員会や学校関係者評価委員会を通じた関連業界との連携がスタートしている。 (3) 社会人のニーズを踏まえた教育環境 ○社会人経験者に限らず、入学前の履修に関する取扱いを学則等に定め、適切に対応しているが、社会人学生に対し特別な履修精度の導入、対応、配慮はしていない。 ○就職等進路相談において個別相談を実施している。相談時には社会人学生等であることを配慮している。 ○鍼灸医療科においては、企業推薦制度を導入しており、社会人学生が在籍しているが、日々の日程の調整は必要に応じ企業と連携して行っている。	(2) 産学連携による卒業後の再教育プログラム ○職業実践教育との関係で検討が必要である。 (3) 社会人のニーズを踏まえた教育環境 ○特記事項なし。	(2) 産学連携による卒業後の再教育プログラム ○職業実践教育との関係で、関連業界・職能団体等との具体的な協力関係構築を随時、積極的に図りたい。 (3) 社会人のニーズを踏まえた教育環境 ○特記事項なし。
--	---	--

基準 6 教育環境

■点検項目

点検中項目		点検小項目	
6-22	施設・設備等	6-22-1	■教育上の必要性に十分対応した施設・設備・教育用具等を整備しているか
6-23	学外実習・インターンシップ等	6-23-1	■学外実習、インターンシップ、海外研修の教育実施体制を整備しているか
6-24	防災・安全管理	6-24-1	■防災に対する組織体制の整備し、適切に運用しているか
		6-24-2	■学内における安全管理体制を整備し、適切に運用しているか
■点検結果：教育環境は、全ての点検小項目基準を満足している。			

現状の取組状況 総括	課 題	今後の改善方策
1. 施設・設備等 (1) 整備状況 ①施設・設備 ○校舎は築 20 数年を経過しているため、計画に従って段階的に校舎の改修と施設・設備の更新を行っている。これにより、安全性の確保は勿論のこと、清潔感、利便性も向上している。 ○施設・設備は、法的基準を満たしている。 ○施設・設備は、学科ごとの教育目的を達成のために、計画的に整備、更新を行っている。パソコン演習室は、パソコンの入れ替え、小パソコン室の新設など充実を図っている。 ②機器・備品 ○図書室の図書は、毎年度各学科に調査を行い、専門分野に応じて必要なものを購入、配架している。また、図書室の利用促進の一環として、平成 29 年 3 月に蔵書管理システムをバージョンアップした。 ○教育用機器については、補助金の利用を図りながら計画的に導入、改善している。限られた予算の中で、東京都の補助金も最大限利用して整備している。 ③学生スペース等 ○学校の施設・設備は、学生の生活や課外活動の場でもあり、限界のあるスペースを合理的に活用して、外部貸出とのバランスを上手にとりながら、課外活動や自習、補講等が行えるよう、可能な限り開放を行っている。 ○2 階、8 階ラウンジや売店など、学生生活を充実させるために、学生が過ごしやすい環境の整備に取り組んでいる。学校の施設・設備は、学生の生活や課外活動の場でもあり、現	1. 施設・設備等 (1) 整備状況 ○施設・設備の劣化に合わせた補修や入れ替えができるよう計画的な対応が必要である。 ○施設・設備のバリアフリー化は引き続きの取組課題である。	1. 施設・設備等 (1) 整備状況 ○平成 29 年度以降の整備に向けて施設設備の実態を把握し、整備計画案を 29 年 9 月までに作成する。

状は、限界のあるスペースを合理的に活用して学生の休憩・食事のためのスペースを確保している。 ④バリアフリー等 ○地下トイレをバリアフリー化している他は、施設・設備の積極的なバリアフリー化は進んでいない。 ○手洗い設備などの衛生管理はメンテナンス会社をお願いして毎日定期的に行っている。 (2) 施設・設備等の管理 ○施設・設備、機器・備品等の管理、運営状況は適切である。専門教育に必要な設備・機器は、経年劣化への対応は勿論のこと、社会のニーズや教育内容、教育方法の変化、発展に合わせて更新、改善できるように適切に管理している。 ○清掃、機械設備、衛生、消防設備等の保守、点検については専門業者に委託し、円滑に実施している。機器、備品の故障対応は、精密機器等については、専門業者にメンテナンスを依頼し対応している。 ○各施設・設備は、平面図、備品台帳、パソコン室使用環境一覧などの書類により管理できている。 ○授業時間外の施設・設備の貸出は卒業生に限らず行っており、卒業生に対しては料金面でそれぞれの事情による相談に応じている。 (3) 施設・設備等の改善 ○学習・指導方法の多様化が進み、特に視聴覚、IT 関連の設備・機器については、年間の使用計画と予算に基づいて、毎年、定期的に可能な限り最新のものに更新している。 ○施設・設備の整備・改修、更新は計画的に実施している。 ○平成 28 年度当初にパソコン演習室 1 部屋のリニューアルを行った。 ○平成 29 年度の整備に向けて施設設備の実態を把握し、ホワイトボード増設やカーペットの張り替え等の施設整備に向け、校友会等からの現物寄付等も含めた施設整備計画を作成した。 ○フリーWi-Fi、バリアフリーともに、予算全体の状況から、29 年度の予算化には至らなかった。	(2) 施設・設備等の管理 ○施設・設備、機器・備品等の故障に関しては、修理に時間のかかるものもあり、その場合の対応について検討が必要である。 ○メンテナンス、修理に関する記録の作成、管理に課題がある。 (3) 施設・設備等の改善 ○適切な更新計画の作成が必要である。 ○学生募集の見通しに合わせ、中長期的な計画作成を行う。	(2) 施設・設備等の管理 ○修理に時間のかかるものは、予備機の確保などを検討する。 (3) 施設・設備等の改善 ○必要度に応じて予算と全体との調整を図りながら、計画的に実施する。 ○平成 29 年度の学生数予測では医療事務分野の学生数増が見込まれるため、医事ソフトの導入を予算に計上し、医事ソフトが利用できる PC の増加を行う。 ○校具・教具に関しては、耐用年数や経年劣化等を勘案しつつ、随時更新計画を立てて予算化し、買い替えを行う。 ○フリーWi-Fi、バリアフリーは、平成 30 年以降も、インフラ整備の必要性和予算の優先順位を勘案し、整備を検討したい。
2. 学外実習、インターンシップ (1) 教育実施体制 ① 学外実習 ○学外実習等は、各学科の教育計画に基づいて実施しており、外部の関係機関と連携し、教育体制を整備している。 ○実習先は、認定要件、指定要件を満たし、学科の教育目標を達成するために適した所を第一に、運営理念、考え方、体制等が、学生の学習の場として相応しいかどうかを十分に検討して選定し、依頼している。 ○学生の地域性、希望、選択の多様化、また要件の緩和もあり、多種多様の実習先の新規開拓を行っている。 ○学外実習については、各学科において実習要項、指導要項、実習手引きなどを整備し、適切に運用している。介護実習においては、職業実践専門課程に向け「介護実習手引き」を平成 28 年年度末に整備した。 ②インターンシップ ○インターンシップは、「継続的な就業体験に関する細則」に基づいて承認し、実施している。介護福祉科、鍼灸医療科、看護科以外の学科にこの制度を適用しており、卒業年次後期の授業開始日から後期末試験前日までの間に「インターンシップ専攻」を選択することを願った場合に承認し、インターンシップ先からの「就業体験状況報告書」の提出をもって修了としている。	2. 学外実習、インターンシップ (1) 教育実施体制 ○実習先については、医療事務分野において、学生の地域性、希望から新規の開拓が必要となっている。 ○インターンシップにあっては、インターンシップ専攻生へのフォロー体制の強化が必要である。	2. 学外実習、インターンシップ (1) 教育実施体制 ○医療事務分野の実習先については、様々なチャンスを捉えた新規開拓を常に試みる。 ○インターンシップ専攻生へのフォロー体制の強化は、学科と C S C が情報を共有して連携、対応する。平成 28 年度のインターンシップ専攻生へのフォローについて検証する。

(2) 実習の評価と実習機関の指導者 ○学外実習の成績評価は、それぞれの学科で規定した実習報告書、レポート、実習巡回指導記録、実習先の実習評価表等により成果を確認し、「講義要項」に記載した基準により評価している。 ○医療事務分野においては常勤教員とC S C職員、介護福祉科においては常勤教員が実習先を巡回訪問しており、その際に実習先との連絡・意見交換の機会を設けている。また、介護福祉科においては隔年に、実習先の指導者を招いた懇談会を開催している。 ○看護科においては、成績評価基準に従い、教員間で統一した評価が行えるよう学学科教員会議で審議検討している。実習指導者とは年5回の実習指導者会議を持ち、連絡・調整を重ねている。また、年2回の実習協議会では各施設の部門の長と実習環境・体制について打ち合わせをしている。 (3) 学外実習等の教育効果 ① 学外実習 ○学外実習は、各学科においてそれぞれに、学生の「実習レポート」「実習報告書」と実習巡回教員の「巡回指導記録」、実習先の「実習指導内容報告書」などにより教育効果を確認している。 ○学科によっては「実習報告会」を開催し、教育効果を確認している。 ② インターンシップ ○インターンシップは、インターンシップ先からの「就業体験状況報告書」により確認している。 (4) 学校行事の運営等への学生の参画 ○体育祭・学園祭においては、これまでの教職員主体の運営から、学生参加の委員会を中心に積極的に参画させる運営へと転換を図っており、少しずつその成果が現れつつある。 ○インターンシップ先には、登校日として学園祭・卒業式の日程を知らせている。 (5) 海外研修 ○平成18年度以降は海外研修を実施していない。	(2) 実習の評価と実習機関の指導者 ○実習機関の指導者との連絡・協議の機会は、更に充実させる必要がある。 (3) 学外実習等の教育効果 ○学外実習終了後の実習総括の実施方法等は、必ずしも全校的に統一されていない。 (4) 学校行事の運営等への学生の参画 ○関連業界、学生の就職先への行事の案内等は、今後の課題である。 (5) 海外研修 ○特記事項なし。	(2) 実習の評価と実習機関の指導者 ○今後は教育課程編成委員会や学校関係者評価委員会の提言、意見も参考に、更に充実した実習に向け検討する。 (3) 学外実習等の教育効果 ○各学科における確認のプロセスは明確に示すようにしたい。 (4) 学校行事の運営等への学生の参画 ○学外の人に見ていただくに値する内容とするよう、行事の計画段階で考慮することが、まず必要である。 ○卒業生については、ホームページやGメールを活用したネットワークの利用を検討する。 (5) 海外研修 ○特記事項なし。
3. 防災・安全管理 (1) 組織体制の整備 ○防災対策は、建物全体、川口学園として体制を整備している。 ○大規模災害や火災に対する「防災組織」、「緊急時対応マニュアル」、「緊急連絡網(教職員・学生)」を整備し、非常用防災用備品と非常用食料を備え、必要に応じて見直している。 ○防災・消防施設・設備の整備及び保守点検は法令に基づき行っている。消防設備点検により指摘のあった箇所は速やかに改善を行っている。 ○防火管理者、施設管理責任者等の予防担当者を適切に配置し、必要に応じてその任命を再確認している。 (2) 防災訓練 ○防災訓練は、法令及び「消防計画」に基づき毎年1回。平成28年度は4月27日に実施している。緊急時の備品は必要なものを各部署に配置している。 ○防災訓練は、実施前に学科長会議において内容の確認を行っている。 ○当日の実施状況は把握できているが、記録の整備はできていない。 (3) 転倒防止 ○東日本大震災の体験を踏まえ、震災時のロッカー類の転倒に対して、主な個所の対策を行っている。	3. 防災・安全管理 (1) 組織体制の整備 ○災害発生時の多人数の学内待機や長期避難への対策が未整備であり、近隣との連携、被災者受け入れも検討課題となっている。 (2) 防災訓練 ○実施記録の作成、保存に検討が必要である。 (3) 転倒防止 ○新たに対策が必要な個所に、適宜対応する。	3. 防災・安全管理 (1) 組織体制の整備 ○法人本部と調整の上、体制、対策を整備する。 (2) 防災訓練 ○平成29年度より実施記録を作成し保存する。 ○報告書作成を担当業務の項目に追加する。 (3) 転倒防止 ○必要個所を把握し、実施に向けての予算化を平成29年度中に図る。

(4) 防災教育・研修 ○学生には年度初めのオリエンテーションにおいて学生生活ガイドの読み合わせによる確認を行う他、教職員と合わせて防災に関するパンフレットを配付している。 ○図書室には防災関連書籍を置き、帰宅支援マップなども購入して普段から防災について啓蒙している。 ○防災訓練の実施前に学科長会議において内容の確認を行っている。	(4) 防災教育・研修 ○更に充実させる必要はある。	(4) 防災教育・研修 ○入学時オリエンテーションでの防災・安全教育を更に検討する。
4. 学内における安全管理体制 (1) 学校安全計画等 ①学校安全計画 ○必要な箇所に防犯カメラを設置するなどの防犯対策は講じているが、学校安全計画は未整備である。授業中に発生した事故等に関する対応マニュアルも一部の学科においては整備しているものの、学校全体のものは未整備である。 ○防犯対策の一環で平成 26 年度より在学生のストラップ着用を開始している。 ○「防犯・事故等への対応について」を作成し、平成 29 年度学生生活ガイドに記載した。 ○事故等対応マニュアルについては、他校事例の調査に止まり、平成 28 年度の原案作成ができなかった。 ②学生傷害保険 ○在学生は、全員、全専各の学生傷害保険に加入しており、教育活動中における不慮の事故へ備えている。希望者は別途、アウトプットが代理店となる保険会社の学生グループ総合保障制度に加入している。 ○教育内容に応じてインターンシップ活動賠償責任保険、学生事故補償制度賠償補償プラン、医療分野学生生徒賠償責任保険に加入している。 (2) 薬品等の管理 ○一般用医薬品は保管していない。 (3) 学外実習等の安全管理体制 ○実習中に発生が予測される事故等への対応に関しては、学外実習を実施している各学科において、過去の事例を踏まえた安全対策を実習の事前指導の中で周知している。 ○学外実習等において事故が起こった際には迅速かつ適切に対応できるよう「実習等の校外活動における安全管理の手順」を制定し、事故情報の正確な把握と、被害者、本人、保護者等への対応経過の情報を共有すること、また事故の内容と状況を把握・分析して、再発防止と予防対策に役立てることを規定、実施している。 (4) 感染症への対応 ○授業中、実習中、学校行事中、課外活動中等に発生したり、巻き込まれたりする可能性のある事故（感染症を含む）に対する安全対策については、入学時と進級時のオリエンテーション、キャリアデザイン、実習指導等の時間を利用して、学生への周知を図っている。 ○インフルエンザ他の感染症に関しては、所轄の豊島区を通じて流行情報が配信されている。これらの情報を元に、学務課及び保健室が学内啓蒙のためのポスター掲示（毎月）・学内メール（不定期）等の発信を行っている。予防接種に関しては、各自の判断に委ねている。 ○平成 21 年度の新新型インフルエンザの大流行を契機に、緊急に対応策の検討、実施が要求される危険等への組織的な対処等について、本校における管理規定として「危険管理及び危険対策に関する細則」している。 ○感染リスクを低減し、感染被害と感染症拡大の防止を目的に、所要の手続と措置内容等を規定した「新型インフルエンザへの対応に関する手順」を制定して適切な対応を行えるようにしている。	4. 学内における安全管理体制 (1) 学校安全計画等 ○学校安全計画の作成、防犯体制の明確化、授業中の事故対応マニュアルの作成が必要である。 (2) 薬品等の管理 ○特記事項なし。 (3) 学外実習等の安全管理体制 ○実習時の事故防止については、様々な事故事例について検証し、十分な時間をとって学生に伝えていく必要がある。 ○「実習等の校外活動における安全管理の手順」のメンテナンスが必要である。 (4) 感染症への対応 ○特記事項なし。	4. 学内における安全管理体制 (1) 学校安全計画等 ○平成 29 年度に学校安全計画作成及び防犯・事故等対応マニュアルの整備を行う。 (2) 薬品等の管理 ○特記事項なし。 (3) 学外実習等の安全管理体制 ○実習時の事故については、必ず報告書を作成し、それに基づいて関係者が再発防止のための対策を協議する。 ○学生に対しては、事前の実習指導などにおいて、伝えるようにする。 (4) 感染症への対応 ○特記事項なし。

基準 7 学生の募集と受け入れ

■点検項目

点検中項目		点検小項目	
7-25	学生募集活動	7-25-1	■高等学校等接続する機関に対する情報提供などに取組んでいるか
		7-25-2	■学生募集活動を適切、かつ、効果的に行っているか
7-26	入学選考	7-26-1	■入学選考基準を明確化し、適切に運用しているか
		7-26-2	■入学選考に関する実績を把握し、授業改善等に活用しているか
7-27	学納金	7-27-1	■経費内容に対応し学納金を算定しているか
		7-27-2	■入学辞退者に対し授業料等について適正な取扱いを行っているか
■点検結果：環境は引き続き厳しいが、学生の募集と受け入れは、全ての点検小項目基準を満足している。			

現状の取組状況 総括	課 題	今後の改善方策
1. 学生募集活動 (1) 高校等への情報提供 ○本校は、「就職に強いワセダ」をキーワードとし、その定着を第一としたPR活動を行っており、高校等には主に代理店の主催による高校ガイダンスに参加して高校に出向き、教育活動と就職実績とその支援体制を中心に情報提供を行っている。 ○進路説明会・職業ガイダンス・模擬授業等、さまざまな形態の説明会に参加し、情報を提供している。参加実績に基づくデータにより、効果分析を行っている。 ○高等学校の教員に対しての説明会は行っていないが、独自に訪問し、情報交換を行っている。また代理店開催の教員説明会に参加している。 ○効果の点、高校生との直接的な接点、高校教員との関係強化などの面から、実績校を中心に説明会や訪問を行っている。 ○東京都専門学校各種学校協会主催の高校教員を対象とした専門学校セミナー等にも、本校の広報室員を説明担当として派遣した。 ○学科・コースが多分野にわたるため、入学案内書だけでは特徴を伝えられない。ツールとして、学科独自のリーフレットを作成している。 ○学校案内は志願者を対象に制作しているが、内容は教員、保護者に共通のものとして作成しており、特に保護者に向けては、学校案内を用いてオープンキャンパス等で個別相談を行って疑問点の解消等を行っていることもあり、保護者向けの印刷物は作成していなかった。 ○平成 28 年度には教員・保護者向けツール制作に至らなかったが、学校コンセプトをまとめるワークを行ったため、教員・保護者向けのツールを作成する下地はできている。 (2) 学生募集活動 ①受付、相談 ○学生募集は、出願受付期間は、出願受付期間も東京都専修学校各種学校協会の申し合わせに従った適正なものである。 ○日常の志願者の問い合わせ・相談には、主に入学相談室のスタッフを中心に対応している。オープンキャンパス等の説明の機会には学科の教員と協力・連携して、問い合わせ・相談に応じている。 ○オープンキャンパスでは、学事システムに参加の履歴を記録し、個別相談があった場合は、その内容を参加票に記録している。入学前データの一元管理はコスト面で見合わず、導入しなかった。 ②入学案内他 ○入学案内書・ホームページ、その他サブツール等の掲載項目については、「学則」や「学校基本調査」に基づき事実を適切に分かりやすく伝えている。就職実績、資格・検定取得	1. 学生募集活動 (1) 高校等への情報提供 ○前提となる、学内における募集方針の共有化は図られつつあるものの、更に推進させる必要がある。 ○進路説明会・職業ガイダンス・模擬授業等は、参加する教職員のコスト・負担を含め、費用対効果を見ながら、参加調整をする必要がある。 ○教員・保護者向けの印刷物の制作についても検討課題である。 (2) 学生募集活動 ①受付、相談 ○相談体制については常に点検、改善が必要である。また相談内容の記録と参加履歴が一元管理されていないので、データベース化が必要である。 ○オープンキャンパスでは、参加者数、また出願率も前年を割り込む学科については、どのように改善を図るかが毎年の課題である。 ②入学案内他 ○適正な情報を伝えることはもちろん、見やすさも考慮する。 ○資格取得実績については、積極的な公開をしていないので、入学案内書等で、就職実績、資	1. 学生募集活動 (1) 高校等への情報提供 ○教職員全体会や募集広報協議会で具体的に推進させる。 ○平成 28・29 年度実績に基づく数値データをもとに、29 年 10 月までに、媒体効果の判断基準となるデータを作成する。 ○教員・保護者向けは案内書の形式ではなく、学内報での情報提供を行いたい。 ○保護者の立場に立った案内について検討する。平成 29 年度に実施するオープンキャンパスでは、3 回の保護者説明会を計画している。 (2) 学生募集活動 ①受付、相談 ○平成 29 年度からの学事システム変更の際にデータベース化と一元管理を検討課題としている。 ②入学案内他 ○学校に興味をもってもらうために、毎年見直しを行い、より効果的なツールとなるよう改善する。

状況、卒業生の活躍情報等は、入学案内書やホームページをはじめとした募集用媒体に掲載し、ガイダンス・オープンキャンパスでの紹介など、様々な志願者との接触機会に役立てている。 ○志願者にとって、資格取得や専門学校卒業後の就職は関心の高いことなので、就職データ・分野別リーフレット等でも紹介をしている。本校の就職支援体制・就職実績により入学してくる学生が多い。「就職実績」が高校教員に定着している。正職員としての就職率が高いのも特徴である。 ○平成 29 年度生募集においては、くすり・調剤事務科、鍼灸医療科が前年をやや下回っているが、医事系学科は好調である。新設の医師事務技術専攻科は3名のみであった。 ③管理・運営 ○入学案内書・ホームページ、その他サブツール等の掲載項目、掲載内容は、「学則」や「学校基本調査」に基づいて記載している。 ○競合状況も把握し、学科・コースの設置、制作物・入試方法・学費減免制度の整備、オープンキャンパスの企画・運営を行っている。在校生を中心に、制作物や見学会・体験入学の内容・印象についてのヒアリングを実施している。媒体別の費用対効果、イベント別の参加者などを把握している。 ○関連する学科の連携を推進し、学園祭では、看護、介護、鍼灸の国家資格系3学科が共同し、イベントを実施した。 ○体験入学・オープンキャンパスの内容については毎年の状況を確認し、次年度の実施日程や内容の見直しを行っている。 ○新規企画として高校1・2 年生対象説明会を開催し、志願者の参加機会増大を図るようにしている。 ④選考方法 ○推薦、特待生、ワセダ奨学生、A0、一般など、志望者の状況に応じて多様な試験・選考方法を取入れている。看護科の選考方法については、他の学科とは別に、入試委員会看護部会で検討し、実施している。 ○学費減免制度と連動し、優秀な志願者に応募してもらえるよう、入試方法を設定している。学科の特徴に応じた入試方法を設定している。平成 28 年度生募集においては、特待生指定校の要項の見直しを行った。 ○平成 29 年度生募集の状況を受け、平成 30 年度生募集に向けて特待生指定校の見直しや看護科の指定校推薦入試を強化する方法を取り入れることとした	格取得実績、卒業生の情報を工夫しながら効果的な方法を検討したい。 ○競合校との差別化が十分ではない。本校の強みを見つけ、PR する。 ○2-40 活動については、その取り組みを継続的に紹介し、学内・学外への浸透を図っていく。 ○新設の医師事務技術専攻科の募集方法については、大幅な見直しが必要である。 ③管理・運営 ○適正な情報を伝えることはもちろん、見やすさも考慮して、学校に興味をもってもらえるツールにする必要がある。 ○データに基づいた効率的な募集媒体の選定とオープンキャンパス等の参加者の出願率向上。 ④選考方法 ○入学選考の方法については常に検討が必要であり、前年度のデータをもとに毎年検討する。 ○入試方法が多くなり、志願者が戸惑うケースも見受けられる。	○入学案内書等で、就職実績、資格取得実績、卒業生の情報を工夫しながら掲載する。 ○2-40 プロジェクトの取り組みを積極的にPRすることで、競合校との差別化を図る。 ○看護科については、指定校の見直し等を行い、引き続き、高等学校に対して浸透を図る。 ○医事系学科においては、医師事務技術専攻科に代表される教育の高度化への取り組みをPRするとともに、職業実践専門課程の周知を行い、就職実績と併せ、他校との差別化を図る。 ○平成 30 年度新設予定の字幕制作・速記者養成科の募集方法を検討する。 ③管理・運営 ○常に競合校の状況も把握し、魅力的なツールとなるように工夫を重ねている。 ○媒体別の費用対効果、イベント別の参加者などを把握し、媒体の選定や出願率向上のための取り組みに活用している。 ○代理店からの情報収集を行い、実施計画に反映する。また、実施後ただちに検証を行い逐次改善を進めていく。 ④選考方法 ○募集要項の制作にあたっては、分かり易い資料となるよう、毎年、制作を工夫する。
2. 入学選考 (1) 選考基準 ○入学選考は、「入学試験実施要領」に従って、秘密保持、公平、正確を期して実施している。 ○特待生、奨学生の選考にあたっては特待生・奨学生選考委員が選考を行うなど、適正・公平に実施している ○看護科の選考方法については、他の学科とは別に、入試委員会看護部会で検討し、実施している。 学科の特徴に応じた入試方法を設定している。 (2) 入学選考に関する実績の把握改善への活用 ①データ管理と傾向把握 ○毎年の出願者数、受験者数、試験結果、合格者数等の入学選考に関する情報は全てデータとして把握し、過年度のデータとの推移を検証して、学生募集活動に役立てている。 ○募集日報によりデータを管理して、出願者数の予測に役立てている。入試データは各種資料により適切に把握されており、募集活動・入試のためにデータが活用されている。 ○平成 29 年度生募集の状況を受け、平成 30 年度生募集に向けて特待生指定校の見直しや看護科の指定校推薦入試を強化する方法を取り入れることとした。	2. 入学選考 (1) 選考基準 ○在籍数の確保、定員充足が最優先であり、定員未達の学科は、原則として全員合格としている現状のため、入学者のその後の状況に対する課題を残している。 (2) 入学選考に関する実績の把握改善への活用 ①データ管理と傾向把握 ○当年度の出願状況データの分析により次年度の入試システムを検討していくことが必要である。 ○共通学力テストの結果が十分に活用できていない。	2. 入学選考 (1) 入学選考 ○「入学試験実施要領」の見直しにより、常に適正な基準づくりに努めている。 (2) 入学選考に関する実績の把握改善への活用 ①データ管理と傾向把握 ○入試委員会を中心に検討する。 ○特待生校の入れ替え等は、応募状況に応じて、毎年行う。 ○共通学力テスは入学時の基礎学力とその後の状況との関連性を把握する基礎資料として、引き続き実施する。実施方法の効率化を検討していく。 ○活用方法については、今後は各学科と進路指導協議会が協働し就職指導に活かせるよう協議、検討する。教務委員会では経年的変化を調査するため今後も結果の分析

○毎年の試験結果、合格者数等の入学選考に関する情報は全てデータとして把握しているが、授業方法の検討などに直接は対応していない。在籍数の確保、定員充足が最優先であり、定員未達の学科は、原則として全員合格としている。 ○入学後、学力傾向を把握するため、共通基礎学力テストを実施し、教員向けの授業方法の検討資料としている。平成 28 年度より問題をマークシート方式に変更し、採点・集計を外部業者に委託した。実施に伴う作業を効率化し、教員の負担を軽減した。 ○結果の分析を行い、全教職員に周知し活用を促している。28 年度末に活用方法の現況を 1 学年担任、最終学年担任、C S C に対して調査した。 ②予測数値の利用 ○募集日報によりデータを管理しており、出願者数の予測もできるようになっている。 ○毎年の出願者数、受験者数、試験結果、合格者数等の入学選考に関する情報は全てデータとして把握し、過年度のデータとの推移を検証して、学生募集活動に役立てている。応募者数の予測値等を予算基礎数字とし、予算編成を行っている。 ○平成 29 年度生の出願予測データについては、前年度までと傾向が変わり、実際の出願は予測を下回った。 ○出願傾向の変化は自校の要素に加え、競合校や社会状況といった外部要因もあるため、正確な情報は大変難しいが、状況を把握することは大切である。	②予測数値の利用 ○出願傾向の変化が一時的なものか、継続的なものか検討を行い、予測値の精度を高める必要がある。	を継続していく。 ②予測数値の利用 ○平成 29 年度生実績に基づく数値データをもとに、29 年 10 月までに、30 年度の予測データを作成する。
3. 学納金 (1) 学納金の算定 ○学納金は、原価をもとに算定し、他校の実態と社会情勢を踏まえて検討し、校務運営会議において決定して、理事会・評議員会の承認を得ている。学納金は教育内容等を考慮し、妥当なものと考えている。 ○学納金等徴収する金額はすべて募集要項に明記している。 ○学納金の一時期負担を軽減するため、全学科の「施設費・実習費」の納入時期について、入学時（または進級時）の一括納入から後期納入時期を含めた 2 分割納入としている。 ○競合校の状況を考慮し、鍼灸医療科の学費を平成 29 年度生より改定した。 (2) 入学辞退者に対する取扱い ○入学辞退者に対する授業料の返還の取扱いは「学則」に規定し、募集要項に明記して、学内規定に基づいて適正に処理している。入学辞退者には所定の手続きにより、入学金、検定手数料を除く学費を返還している。	3. 学納金 ○学生の学び易さを考慮した学費の新設定も今後の課題の一つではないか。 (2) 入学辞退者に対する取扱い ○特記事項なし。	3. 学納金 ○学納金に関しては他校の推移、社会の流れ、消費税アップの影響等を的確に把握し、学費の設定につなげる必要がある。 (2) 入学辞退者に対する取扱い ○特記事項なし。

基準 8 財 務

■点検項目

点検中項目		点検小項目	
8-28	財務基盤	8-28-1	■学校及び法人運営の中長期的な財務基盤は安定しているか
		8-28-2	■学校及び法人運営にかかる主要な財務数値に関する財務分析を行っているか
8-29	予算・収支計画	8-29-1	■教育目標との整合性を図り、単年度予算、中期計画を策定しているか
		8-29-2	■予算及び計画に基づき適正に執行管理を行っているか
8-30	監査	8-30-1	■私立学校法及び寄附行為に基づき適正な監査を実施しているか
8-31	財務情報公開	8-31-1	■私立学校法に基づく財務情報公開体制を整備し適切に運用しているか
■点検結果：財務は、全ての点検小項目基準を満足している。しかしながら専門学校の学生募集は、年度ごとに状況が変わることが予測されるため、慎重な対応が必要である。			

現状の取組状況 総括	課 題	今後の改善方策
1. 財務基盤	1. 財務基盤	1. 財務基盤

(1) 学校及び法人運営の財務基盤 ○応募状況の推移については、学科ごとに把握している。収支バランスは応募状況により変動があり、一定ではない。 ○消費支出超過は、学生数の変動が主な原因だが、収支状況により、学生募集、人件費率、施設設備費等について対策を立てている。 ○設備投資については、必要性・緊急性の高いものについてのみ、行っている。負債は妥当な数値であり、毎年減少している。 ○主要な財務数値は毎月記録して、月、四半期、半期、年度毎の推移を正確に把握し、理事会、評議員会等に報告し、承認を受けている。 ○平成 29 年度以降の学科編成計画について学科再編検討PTで検討し、校務運営会議で了承した。 ○平成28年度生より介護福祉科の定員減、平成29年度生より速記コンピュータ科の募集停止と医師事務技術専攻科の新設を行った。 ○平成 30 年度生より、字幕制作・速記者養成科を新設する (2) 主要な財務数値に関する財務分析 ○法人本部で財務分析が行われており、償還計画等についても法人本部で把握している。 ○専門学校としては、新入生数の変動による影響が大きい状況ではあるが、固定費削減の努力による効果も認められる。 ○キャッシュフローの状況を示すデータは作成している。教育研究費比率、人件費比率の数値は適切である。コスト管理を適切に行っている。 ○収支については予算や前年実績との比較・分析を行っている。資金量を徐々に増やしていきたい。	(1) 学校及び法人運営の財務基盤 ○応募状況を安定させ、継続的に収支差を確保することが課題である。 ○収支状況について常に把握し、より効率的な運用を図る必要がある。 ○専門学校を取り巻く募集環境は厳しさを増している。収支の出ない学科もあり、ビジョンの再構築が必要である。 ○学生募集を踏まえた魅力的かつ安全性・機能性に優れた施設・設備を配置する。 (2) 主要な財務数値に関する財務分析 ○特記事項なし	(1) 学校及び法人運営の財務基盤 ○安定した応募状況が続くよう、教育内容、就職実績、学生サービスの充実を図る。 (2) 主要な財務数値に関する財務分析 ○特記事項なし
2. 予算・収支計画 (1) 予算編成 ○理事会で決定した予算編成方針に基づき専門学校部門の予算を編成している。 ○予算は学校全体の事業計画と各学科、事務局各部署、委員会の年間運営計画に基づいて編成している。 ○編成の手続きは、前年実績を大枠に各学科、事務局各部署、各委員会の積み上げで原案を作成し、全体調整をしている。 ○各学科、事務局各部署、各委員会は予算要求シートを作成し、それぞれに精査を行っている。 ○中期計画案は 28 年度中に 29 年度～33 年度の計画として見直しが行われた。 (2) 執行管理 ○予算は学校全体の事業計画と各学科、事務局各部署、委員会の年間運営計画に基づいて確実に執行している。 ○予定外の事態により予算超過の恐れがある場合は、稟議書等により、予備費から充当するなどの措置を行っている。 ○執行状況は理事会、評議員会等に報告し、承認を受けている。予算執行状況は、月ごとに本部より提供されている。	2. 予算・収支計画 (1) 予算編成 ○施策の優先度によって予算配分にメリハリをつけることが課題である。 ○予算と決算の差異が大きくならないように、予算編成時に精査が必要である。 (2) 執行管理 ○特記事項なし。	2. 予算・収支計画 (1) 予算編成 ○業界との連携や競合校の分析により、的確な重点施策を設定し、予算配分に連動させる。 ○事業計画・募集状況により、予算配分を検討する。 ○。 (2) 執行管理 ○特記事項なし。
3. 監査 ○法人本部の所管により、外部監査は公認会計士による会計監査を適切な時期に、適正に実施している。また、内部監査は監事と内部監査室により実施している。 ○外部監査人と監事との意見交換の場を設定している。	3. 監査 ○特記事項なし。	2. 監査 ○特記事項なし。
4. 財務情報公開 ○法人本部の所管により、私立学校法に基づいて体制を整備し、「川口学園情報公開取扱要項」を定め、要項に基づいて実施している。法人本部事務局に「財産目録」、「貸借対照表」、「収支計算書」、「事業報告及び監査報告書」を備え付け、閲覧に供している。 ○法人本部の所管により、私立学校法に基づいて公開形式を整備して、「事業報告」として以下を川口学園ホームページにて公開している。 ・法人の概要：設置する学校・学科、役員・評議員・教職員の概要	4. 財務情報公開 ○特記事項なし。	4. 財務情報公開 ○特記事項なし。

・事業の概要：設置校の主な取組 ・財務の概要：財産目録・貸借対照表、資金収支計算書、消費収支計算書、監査報告書 ○文部科学省ガイドライン及び職業実践専門課程の認定に伴い、本校の情報公開用ホームページに「学校の財務」を明示して、川口学園ホームページの「事業報告」にリンクさせている。		
---	--	--

基準 9 法令等の遵守

■点検項目

点検中項目		点検小項目	
9-32	関係法令、設置基準の遵守	9-32-1	■法令や専修学校設置基準を遵守し適正な学校運営を行っているか
9-33	個人情報	9-33-1	■学校が保有する個人情報の保護に関する対策実施しているか
9-34	学校評価	9-34-1	■自己評価の実施体制を整備し、評価を行っているか
		9-34-2	■自己評価結果を公表しているか
		9-34-3	■学校関係者評価の実施体制を整備し、評価を行っているか
		9-34-4	■学校関係者評価を公表しているか
9-35-1	教育情報の公開	9-35-1	■教育情報に関する情報公開を積極的に行っているか
■点検結果：法令等の遵守は、全ての点検小項目基準を満足している。			

現状の取組状況 総括	課 題	今後の改善方策
1. 関係法令、設置基準の遵守 (1) 適正な学校運営 ○本校は、専門学校の教育に関わる各種の法令及び専修学校設置基準、また、法令等の指定学科にあつてはその指定に関わる基準等を遵守し、適正な運営をしている。 ○本校は、教育基本法、学校教育法、専修学校設置基準を基本に、設置学科に適用される法律等をはじめ、関係する諸法令を遵守している。 ○寄附行為、学則等を監督官庁に届出て認可を得ている。公益通報者保護法に基づく内部通報規程も制定済みである。 ○学則変更届、介護福祉士等養成施設報告書、はり師、きゅう師等養成施設報告書、看護師等養成所報告などの届け出は適切に行っている。 (2) ハラスメントの防止等 ○組織運営規程に基づいて、セクシュアル・ハラスメント等ハラスメント防止のための委員会を設置し、対応マニュアルを策定して適切に運用している。 ○事務局に相談窓口担当者を配置し、必要に応じ委員会の相談員が対応する体制を整備している。 ○コンプライアンスについては学園の「公益通報者保護法に基づく内部通報規程」により、学園外部に相談受付窓口が設けられており、専門学校の教職員及び教職員であった者も相談することができるようになっている。 (3) 周知、啓蒙 ①法令遵守 ○教職員に対しては、毎年度始めの拡大学科教員会、学科教員会、全教員会において、校長から法令遵守の意義と必要性を説明、啓発している。 ○在学生に対しては、毎年度始めのオリエンテーションにおいて、「学生生活ガイド」を配付し、学修に関する諸手続、学生生活、喫煙等について、法令遵守の立場からオリエンテーションで周知している。また、ハラスメント防止委員会が、随時、校内放送や印刷物の配付・掲示等で啓発活動を行っている。	1. 関係法令、設置基準の遵守 (1) 適正な学校運営 ○法律や制度の改正に対して生じてくる変更申請等に対してタイムリーにきっちりと対応していくことが課題である。 ○変更の届出に際しては、内容の確認を確実に行うよう、担当部署において複数名によるチェックを必ず実行し、提出前の校長確認を徹底している。 ○改正した規定を適切に運用する。 (2) ハラスメントの防止等 ○特記事項なし (3) 周知、啓蒙 ○在学生に対しては、内容、方法をどうするかが今後の検討課題と考えている。 ○ハラスメント防止委員会としてハラスメント全般についての防止意識を啓発する。 ○ハラスメント防止研修に際しては参加の義務付けが今後の課題である。	1. 関係法令、設置基準の遵守 (1) 適正な学校運営 ○監督官庁等の指導に従い、適正に運営するとともに、内部監査室によるチェックも実施する。 ○改正した規定の内部周知を確実に行之い、適切な運用を行えるようにする。 (2) ハラスメントの防止等 ○特記事項なし (3) 周知、啓蒙 ○当面は「学生生活ガイド」の記述内容と法令遵守の立場からのオリエンテーションの内容を検討することで進める。 ○ハラスメント防止研修への参加義務付けを検討課題として引き継ぐ。

②ハラスメントの防止等 ○教職員に対しては、ポスター、教職員全体会等を通じハラスメント防止の啓発を図っている。平成 28 年度は、常勤教職員に対し教職員全体会を利用してハラスメント防止啓発関係の視聴覚教材を視聴する場を設けた。 ○学生に対しては、ポスター、「学生生活ガイド」、オリエンテーションを通じ、ハラスメント防止についての周知と啓発を図っている。平成 29 年度入学生のオリエンテーションでは、社会性を意識させる内容を統一プログラムで実施する予定。		
2. 個人情報 (1) 管理・運営 ○個人情報については、学校法人全体の取組として各種情報の保護をとっており、学校法人全体の取組として「個人情報保護に対する基本方針」「個人情報の保護に関する規程」「個人情報保護法に関する教職員管理内規」に基づき、部署、部門毎に漏れの無いように取り組んでいる。 ○台帳などの書類は鍵のかかるキャビネットに収納し、教員情報データについては、アクセスできるものを限定している。 ○学事システムのリプレイスについては、やや遅れたスケジュールで進化した。 ○「個人情報保護に対する基本方針」については、特定個人情報の取り扱いを含んだ内容に改訂し、学生募集要項、学籍簿などに明示している。 (2) 周知、啓蒙 ○教職員に対しては、年度始めの教員会、学科教員会、全教員会において、個人情報の保護についての意義と必要性を説明、啓発活動を実施している。 ○法人本部が個人情報取り扱いに関する運用事例を作成したことに合わせて、これに関する内規を新たに定め、平成 29 年度より実施するため、教職員に対し、説明、啓蒙が行われた。 ○在学生に対しては、「個人情報保護に対する基本方針」は、学生募集要項、学籍簿などに明示し、校舎内の適切な場所に掲示すると共に、毎年度始めのオリエンテーションにおける啓発の他、ネット利用の注意点を中心としたプリント等を配付している。 ○学生委員会において「個人情報の取り扱いに気をつけましょう」プリントを作成し、平成 28 年度学生生活ガイドに掲載してオリエンテーションの際に担任から案内をした。学生委員会用の G アカウントを取得した。	2. 個人情報 (1) 管理・運営 ○学事システムのセキュリティの改善が課題である。 (2) 周知、啓蒙 ○教職員については、新入教職員もあり、定期的な啓発活動が必要である。 ○学生への啓発については、必要性や内容・方法について検討する。 ○学生委員会においては、学生生活ガイドと G メールを活用して学生に対する啓蒙活動を実施する。	2. 個人情報 (1) 管理・運営 ○学事システムの更新に際して、データへのアクセス制限によるセキュリティの保護を改めて検討する。 ○平成 29 年 4 月 1 日から、新たに個人情報保護や情報セキュリティに関連する規程、細則、運用内規等を施行し、関連委員会も再編する。 (2) 周知、啓蒙 ○教職員については必要事案ごとに対応する。 ○学生への啓発及び教育に関しては、クラスのホームルームや関連する授業において繰り返し指導する。また、一部学科で、インターネット等に関する一般的なセキュリティや個人情報保護に関する教育を導入する。 ○学生委員会では、「個人情報の取り扱いに気をつけましょう」プリントを作成し、平成 29 年度学生生活ガイドに掲載する。平成 29 年度 4 月からは、学生生活に対する注意喚起を G メールで定期的または随時に配信予定。
3. 学校評価 (1) 自己評価 ○本校では、平成 16 年度より教育活動と学校運営に対する自己点検・自己評価を実施している。 ○「学則」及び「自己点検・自己評価の実施に関する細則」等を整備し、私立専門学校等評価研究機構の定めた「専私立専門学校等評価基準」に基づき、毎年実施している。平成 28 年度は新たに看護科も加わって実施した。 ○点検・評価活動の一環として前期・後期の「授業アンケート」と年度末の「学校生活に関する調査」を実施している。 ○毎回の点検・評価結果に基づき、課題を抽出して、学科運営計画に反映させるなど、改善に取り組んでいる。共通のテーマと認識した問題点については、緊急度の高いものから改善を実施している。 (2) 結果の公表 ○自己点検・自己評価結果は、私立専門学校等評価研究機構の定めた様式に従って、各年度活動の「自己点検・自己評価報告書（点検中項目）」に取りまとめると共に、それに基づく「自己評価報告書（点検大項目）」をまとめている。 ○公表は次年度初めに行っている。学内には「自己点検・自己評価報告書（点検中項目）」と「自己点検評価報告書（点検大項目）」をサイボウズに掲載している。学外には「自己	3. 学校評価 (1) 自己評価 ○点検・評価の仕組みと改善の適切性、有効性について、常に検討、改善を続けることが必要である。 (2) 結果の公表 ○まとめ方については常に検討、改善を続けることが必要である。 ○公表の仕組みについては、常に検討、改善が必要であると考えている。	3. 学校評価 (1) 自己評価 ○評価に関して、より効率的な作業分担を引き続き検討する。 (2) 結果の公表 ○評価のまとめに関して、より効率的な作業分担を検討する。 ○ホームページに掲載する内容について再検討する。

点検評価報告書（点検大項目）」＝本報告書を本校のホームページに掲載して公表している。 (3) 学校関係者評価 ○学校関係者評価は、文部科学省ガイドラインに従って、「学校関係者評価の実施に関する細則」を制定し、高校関係者、卒業生、保護者、開設学科の業界関係者による学校関係者評価委員会を組織して、平成 25 年度より実施している。 ○平成 28 年度は 3 回（6 月、11 月、3 月）開催し、本校の教育活動と学校運営等に対する評価を行い、結果は「学校関係者評価報告書」にまとめられ、12 月 25 日に校長に提出された。 ○校長は、報告書に示された意見・課題に対する取組と改善の進め方をまとめ、進め方、中間点検、年度末点検を各回の委員会に報告している。 ○「学校関係者評価報告書」は、議事録と課題改善の進め方を併せて本校のホームページに掲載し、広く社会に公表して活動を進めている。 (4) 第三者評価 ○本校は私立専門学校等評価研究機構による第三者評価を平成 26 年度に更新した。これにより、本校が「私立専門学校等評価基準」に基づく要求事項を全て満足していることが引き続き確認、証明された。有効期間は 5 年、次回更新は平成 32 年度である。第三者評価の要件は以下の通り。 ①適用される法令及び設置基準を満たしている。 ②高等教育に求められる事項や水準を満たしている。 ③学校・学科に対応する専門分野の業界・職種における人材 ④学科の人材育成目標を正しく方向付けている。 ⑤教育の到達レベルを明示している。 ⑥明示したレベルに到達させる教育機能を備えている。 4. 教育情報の公開 ○平成 25 年 12 月より文部科学省ガイドライン及び職業実践専門課程に従って、要求されている全項目を本校ホームページの「情報公開」欄に掲載して学外に情報を公表している。 ○公表情報は、事務局においてデータ全体を管理し、定期的に更新している。	(3) 学校関係者評価 ○学校関係者評価委員会から示された意見・課題を改善に結びつける。 ○結果の取りまとめと公表の仕組みについては、常に検討、改善が必要である。 (4) 第三者評価 ○特記事項なし。 4. 教育情報の公開 ○教職員の個人情報については、公表範囲等を引き続き検討する必要がある。 ○教育内容についての、より効果的な情報公開が課題である。	(3) 学校関係者評価 ○学校関係者評価委員会から示された意見・課題を PDCA サイクルによる取組で改善する。 (4) 第三者評価 ○特記事項なし。 4. 教育情報の公開 ○新たに設置する募集広報協議会で、より効果的な情報公開について検討し、実行に移す。
---	--	--

基準 10 社会貢献

■点検項目

点検中項目		点検小項目	
10-36	社会貢献・地域貢献	10-36-1	■学校の教育資源を活用した社会貢献・地域貢献を行っているか
		10-36-2	□国際交流に取組んでいるか
10-37	ボランティア活動	10-37-1	■学生、生徒にボランティア活動を奨励し、活動支援を行っているか
■点検結果：社会貢献は、すべての小項目基準は満足するものの、十分とはいえない現状と判断している。国際交流は行っていない。			

現状の取組状況 総括	課 題	今後の改善方策
1. 社会貢献・地域貢献 (1) 教育資源や施設を活用した活動 ○教育資源を利用した社会貢献については、他専修学校、関連団体とは協会活動等で連携・交流はできているが、企業や地域との交流はあまりできていないのが実情である。 ○企業や行政と連携した教育キャリア教育のプログラムとして病院人事担当者による模擬面接会や病院説明会、介護施設の実習担当者を招いての懇談会を実施している。	1. 社会貢献・地域貢献 (1) 教育資源や施設を活用した活動 ○産・学・行政・地域等との連携を進めるに当たっては、必要な規定や方針等を整備する必要がある、企業や行政と連携した教育プログラムの開発も今後の課題である。 ○生涯学習については、さらに積極的な関わりが持てるよう、公開講座の数を増やすなどの対応が課題である。	1. 社会貢献・地域貢献 (1) 教育資源や施設を活用した活動 ○産・学・行政・地域等との連携に関して、各学科の教育現場のコンセンサスを得ることを、課題解決の第一歩とする。 ○公開講座の数を増やすことに加え、参加しやすい日程・時間帯を検討する。講座の内容についても、再検討する。

○地域交流としては、平成 28 年度も豊島区オープンスクールに協力して、本校の教育資源を生かした地域貢献にかかわる姿勢を示している。 ○生涯学習は、専門課程の学生だけではなく、地域、社会に開かれた教育機関を目指して取り組んでいるが、現状では受講生が少なく、本校の教育ノウハウを効率的に社会に還元するには至っていない。 ○平成 20 年度以降、国の離職者支援政策に関連する再就職訓練事業に取り組んでいるが、平成 28 年度は介護福祉士養成コース（2 年課程）のみを継続実施している。 ○学校施設の開放は、近隣の認証保育所に夏休み期間中に簡易プール設置場所として駐車スペースを貸している。また、玄関に AED を設置している。 (2) 高等学校等への協力・支援 ○高等学校内での職業理解のためのガイダンスや模擬授業体験のガイダンスに参加しており、本校教員による高校ガイダンスにおける授業内容を高校からの要望に応じて組み立てて実施している。 (3) 社会問題への取組 ○社会問題への取組としては、平成 14 年度より教室内からごみ箱を撤去し、各階の廊下に設置した分別箱に廃棄することを全校、全部門でスタートして以来、ごみ分別の徹底による温暖化防止活動（エコアップ活動）に取り組んでおり、現在では当たり前のこととして定着し、しっかりとした効果を上げている。 ○照明、空調を始めとした電気設備の節電とクールビズに取り組んでいる。 ○特に夏場の空調については設定温度を 28℃として、学生、教職員に協力を要請し、前期の電力使用量の節減を図っている。節電効果の報告、節電への協力について、掲示を作成し周知を行っている。 (4) 国際交流 ○国際交流は行っていない。	(2) 高等学校等への協力・支援 ○高校生により理解し易いプログラムとできるように、参加者の反応を見て、常に見直しを行う。 (3) 社会問題への取組 ○組織としての意識的な取り組みが、さらに必要ではある。 ○冷房・暖房への適切な対応が課題である。 (4) 国際交流 ○特記事項なし。	(2) 高等学校等への協力・支援 ○参加者の反応を見て、常に見直しを行う必要がある。 (3) 社会問題への取組 ○クールビズ、節電、ごみ分別、ボランティア活動推進等、当面は従来の取り組みを継続する。 ○冷房・暖房への対応は、一部の苦情への対応を行うのではなく、データに基づき、節電への取り組みを踏まえ、どの学生へも説明ができる対応に改める必要がある。 (4) 国際交流 ○特記事項なし。
2. ボランティア活動 ○学生のボランティア活動の奨励、支援については、介護福祉科においては実習先からの依頼を始めとして積極的に推進、支援しており、学生が規定日数以上のボランティアを行った場合は、「履修に関する細則」及び「入学前及び他の教育施設等における学修等の履修認定に関する細則」に基づき、申請により単位認定ができる仕組みとなっている。 ○校長に文書により正式に依頼されたボランティアについては、事前の手続により公欠扱いを認めるなど積極的に奨励している。 ○平成 25 年度から、学生委員会の所管によりボランティアの登録制度を実施し、ボランティア活動など社会活動について、学校として積極的に奨励している。学生生活ガイドにボランティア活動をするまでの方法について掲載し、案内している。 ○ボランティア活動があった場合には掲示板に報告書を掲示し、ボランティア活動の履歴を確認できるようにし、学科によっては学生のボランティア活動を積極的に奨励しているが、ボランティア希望者が少数のため実績が少ない。 ○報告があったボランティア活動については、結果を学科長会議内で共有し、活動履歴を、掲示板を利用して学生に報告をしている。 ○平成 28 年度の具体的な活動として実施できたのは以下の通り。 ・東京都障害者スポーツ大会の運営ボランティア 3 名参加（平成 16 年以降継続） ・保育園バザー及び特別養護老人ホームの日常生活のボランティア 2 名 ・ペットボトルキャップの収集、ワクチン購入代に充てるためのペットボトルキャップの寄付 ・使用済み切手の収集にも取り組んでいる。 ○ボランティア募集情報を G メールで配信するための学生委員会の G メールアカウントを取得した	2. ボランティア活動 ○ボランティア活動を希望する学生が少数であるために、登録人数も少ない。ボランティア活動の魅力を理解してもらい、ボランティア登録とボランティア活動につなげる必要がある。 ○ボランティア活動の実績があったことに対して、評価するしくみを検討する必要がある。	2. ボランティア活動 ○年度初めに、担任からボランティア活動についての説明をし、奨励する。また、学生生活ガイドの内容の充実や既存の掲示板の活用方法など、ボランティア情報の発信方法を検討する。 ○ボランティア活動の実績があった場合、活動を報告し評価する方法を検討する。 ○平成 29 年度からは随時 G メールでボランティア募集情報を配信し、参加を促す。